

四日市市
子ども・子育て
支援事業計画

計画期間 平成27年度～平成31年度



平成27年3月

四日市市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	位置づけ	2
3	期間	2
4	対象	2
5	次世代育成支援後期行動計画の成果と課題	3
6	本市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
	（1）人口の状況	5
	（2）出生の状況	6
	（3）世帯の状況	7
	（4）子どもの人口の状況	8
	（5）就労の状況	9
	（6）婚姻・出産年齢の状況	10
	（7）子育て家庭の状況	11
	（8）仕事と家庭の両立の状況	13
	（9）就学前児童の状況	14
	（10）保育園・幼稚園等の状況	15
	（11）子育てに関して市に期待すること	19
第2章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	20
2	基本方針	21
3	基本目標	22
第3章	子ども・子育て支援の取組・事業	
1	施策の体系	23
2	施策の展開	24
	基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち	24
	（1）就学前教育・保育の充実	24
	（2）子育て家庭への支援	28
	（3）心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進	33
	基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち	37
	（1）社会的養護・支援の必要な子どもへのきめ細かな支援	37

基本目標3 健康で安心して子どもを産み育てられるまち.....	42
(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実.....	42
(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進.....	45
基本目標4 社会全体で子育て家庭を支えるまち.....	47
(1) 仕事と生活の調和の推進.....	47
(2) 働きやすい環境の充実.....	49

第4章 主要事業5年間の実施計画

1 教育・保育提供区域の設定	51
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	52
(1) 量の見込みと確保方策の設定にあたって.....	52
(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容について.....	53
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
(1) 延長保育事業.....	57
(2) 一時預かり事業.....	58
(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）.....	60
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	61
(5) 病児・病後児保育事業.....	62
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	63
(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）.....	64
(8) 利用者支援事業.....	68
(9) 妊婦健康診査.....	69
(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）.....	70
(11) 養育支援訪問事業.....	71

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	72
2 計画の点検及び評価	72

参考資料

1 用語解説	73
2 計画策定の経過	78
3 四日市市子ども・子育て会議委員名簿	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、第2次ベビーブームを境に、出生数は減少を続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっており、平成25年の合計特殊出生率は1.43と、前年比で見ると微増の傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

また、近年の社会や経済の状況の変化に伴い、未婚率や非婚率、晩婚化や晩産化も進行しており、結婚、出産、子育てをめぐる状況は変化しています。

これまでも国では、少子化対策として平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」など、総合的な取組を進めてきましたが、現在においても、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、また子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化しています。

このような状況に対処し、子どもや家庭を支援する新たな仕組みの構築が求められる中、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議で決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置が皮切りとなって検討が進められ、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

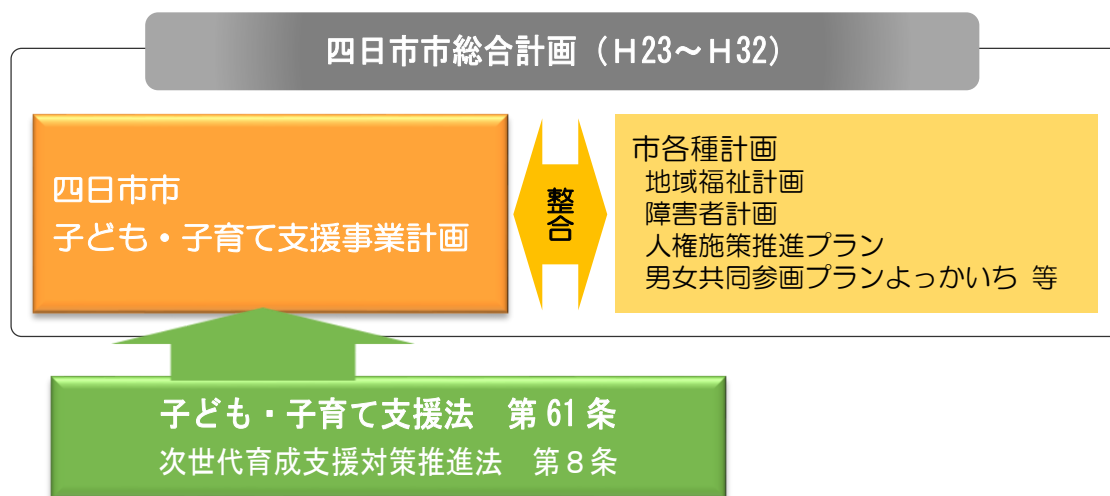
子ども・子育て関連3法は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て、「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなり、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築するとともに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざしています。

本市は、平成22年度を始期として「四日市市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもや子育て支援に関する施策の推進に取り組んでまいりましたが、新たに平成27年度からはじまる「子ども・子育て支援新制度」においては、こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな成長と子育て支援をより一層、総合的かつ計画的に進めるため、「四日市市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「四日市市次世代育成支援後期行動計画」の基本的な考え方を踏まえながら、その後継計画として位置づけるものとしてします。

また、本計画の上位計画である「四日市市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3 期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

(年度)							
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
		四日市市 子ども・子育て支援事業計画					
						次期計画策定	

4 対象

本計画は、本市に住むすべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。

5 次世代育成支援後期行動計画の成果と課題

本市では、平成 22 年度から 26 年度を計画期間と定め、8つの基本目的のもとに施策を推進してきました。

<p>1 楽しい子育てを支援する環境の整ったまち 2 安全で安心して生活できるまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれる公園面積の増加や、妊産婦、乳幼児連れの親子が安心して外出できるよう、公共的施設のユニバーサルデザイン化の推進に努めました。 ・通学路の安全確保の整備を行うとともに、交通安全に対する意識の高揚を図ることができ、また自主防犯活動の啓発普及を行い、住民主体の活動も拡がりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域の中で親子が安心して過ごせるよう、子育てにやさしい公共的施設のユニバーサルデザイン化の推進に努めるとともに、地域における子どもの見守りや安全を確保していく必要があります。
<p>3 子どもも大人も、みんな一人ひとりが光るまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導者の養成のための研修や人権フェスタ、子どもを対象とした講座開催などを通じて、人権意識を高めることができました。 ・子育てサークルなどの交流・情報共有など、市民主体の子育て活動の場を提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域間での連携、情報共有や指導者の活動の場をひろげ、より人権に対する意識を高める必要があります。 ・市民が活発に子育ての交流や活動ができる環境づくりを進める必要があります。
<p>4 子育てしながら働きやすいまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスに取り組む優良企業の表彰や、講演、研修などを通じて、育児休暇の促進や時間外勤務の短縮など、啓発・普及に取り組みました。 ・男性の子育て参画を進めるため、父親の子育てマイスター制度を創設し、養成講座の修了生の拡大を図るとともに、修了生による相談活動などの支援を行いました。 ・就労形態の多様化に対応した短時間就労者に向けた保育や延長保育、休日保育の実施園数の増加、また病児保育室の周知を行い、保護者の子育てと就労の両立支援を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演や研修などの参加企業拡大や講師派遣など、一層の取組が必要です。 ・男性が積極的に子育てに参画する気運を一層高めていく必要があります。 ・今後も多様化するニーズの変化に対応した保育サービスの充実を図る必要があります。
<p>5 まわりの愛情に生まれ、親子が健やかに生活できるまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から、健康診査、相談、予防接種など途切れない母子保健事業を行い、妊婦や育児の不安を軽減し、また支援が必要な場合は関係機関と連携し、適切な支援に結びつけました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、親子の健康増進に努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められます。

6 すべての家庭が自立することを応援するまち

- 入院に対する医療費助成の対象を中学生まで拡充するとともに、児童手当や保育料など子育てにかかる経済的負担を軽減し、また、ひとり親家庭には母子・父子自立支援員による相談や情報提供などを実施しました。
- 障害のある子どもと家庭に対しては、放課後等における支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援事業の創設、特別支援保育の拡充などに取り組みました。
- 経済的な援助は、アンケート調査結果でも、子育て家庭が行政に最も期待する施策となっています。
- 発達に課題のある子どもが増えている状況やニーズに応じた適切な対応・支援が必要となっています。

7 新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもを地域全体で育てるまち

8 子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々な体験をできるまち

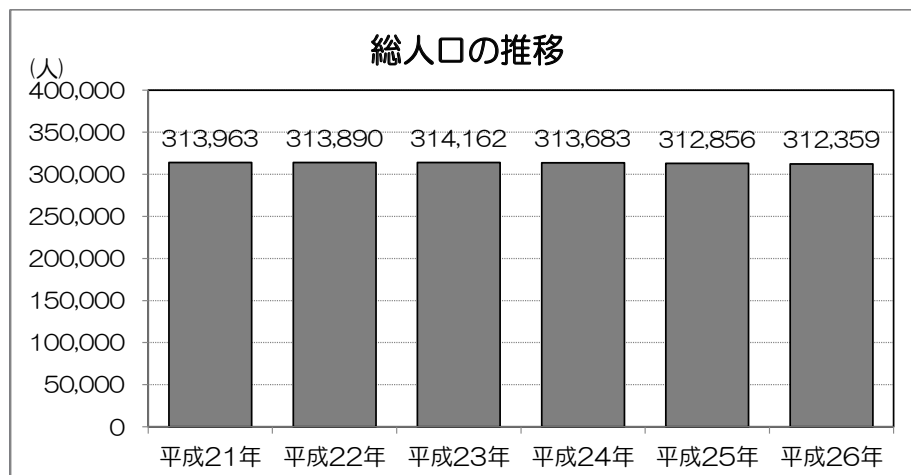
- 私立保育園の新設による定員増や、乳児保育や一時保育の実施園増、学童保育所の利用児童数増に伴う整備への支援など、就労形態の多様化に対応することができました。
- 家庭や地域、学校との連携により、地域の特色を活かした教育活動を実施することができました。
- 育児の負担や不安を軽減するため、子育て支援センターを地域の保育園などで開設し、育児の相談や情報提供を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの会員の増加に取り組むことができました。
- 児童虐待の発生を予防するため、関係機関と連携を強化するとともに、対応職員の研修や特に支援の必要な家庭への訪問を実施しました。
- 地域の学習の場の提供や、家庭の日記念講演会の開催など、家庭教育の向上を図るとともに、地域の園で子育て相談や園児と地域の交流を図るなど、子育て拠点としての役割を担うことができました。
- 少年自然の家での体験活動や地域の活動支援など、子どもの健全育成を支援するとともに、補導活動による子どもへの声かけや、相談事業などの充実にも取り組みました。
- 学校や博物館を利用し、鑑賞や様々な体験を通じて、豊かな感性を磨く機会を提供することができました。
- 受入れ定員枠を拡大しているが、近年の低年齢児の入所申込児童数の増加により、待機児童の解消には至らず、また地域バランスを考慮した保育サービスの充実が必要となっています。
- 学童保育所の対象児童の範囲が拡大されることから、今後利用児童の増加が見込まれる施設に対して、受入れ態勢を整えるための支援が必要となっています。
- 子育て支援センターの利用児童の増加への対応とともに、専門性の高い育児相談や情報提供などによる保護者への支援が必要となっています。
- 関係機関との一層の連携強化により、児童虐待の未然防止に努めていく必要があります。
- 今後も家庭の子育て力の向上や地域、園などの役割に応じた子育て支援を充実していく必要があります。

6 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口の状況

総人口の推移

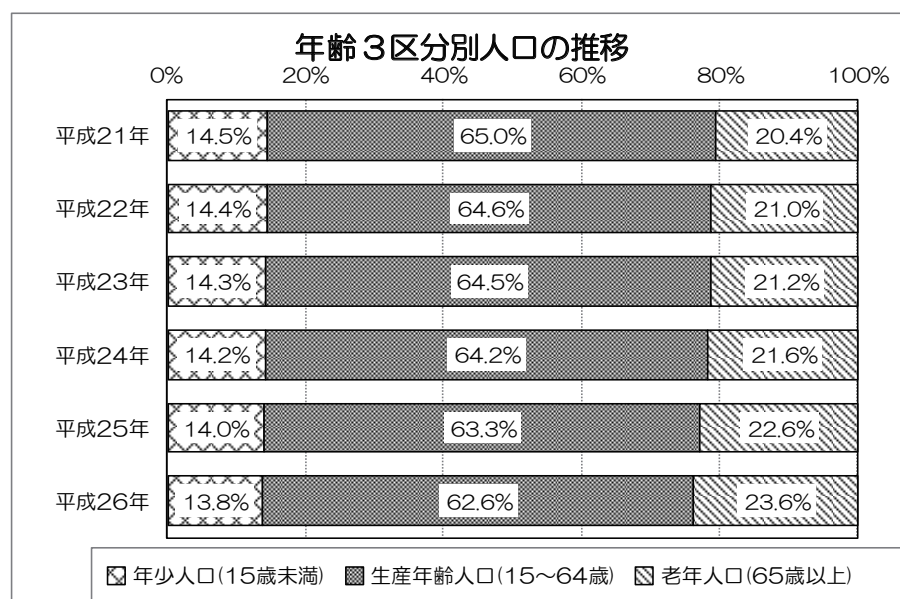
本市の総人口は、平成 23 年以降減少を続けており、平成 26 年 4 月 1 日現在では 312,359 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成 26 年には 13.8%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、平成 26 年の高齢化率は 23.6%となっています。

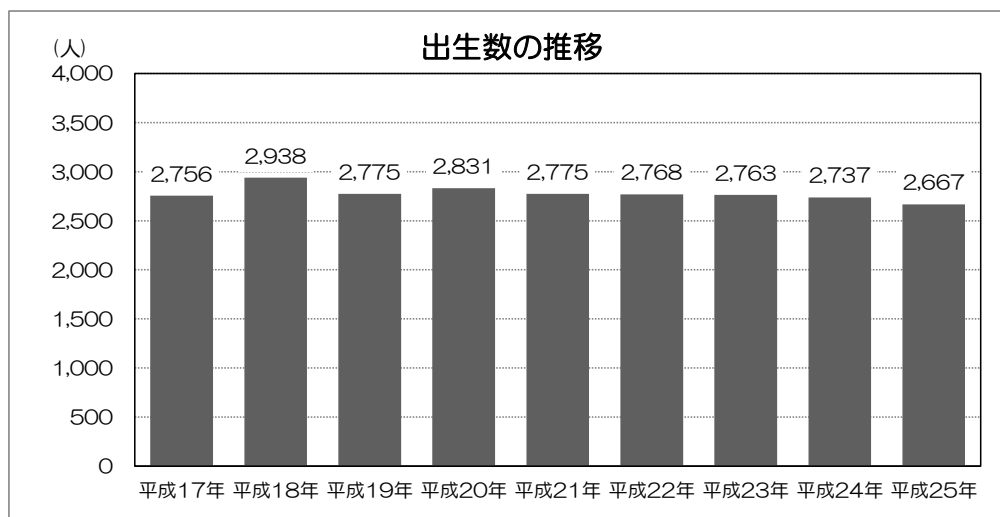


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 出生の状況

出生数の推移

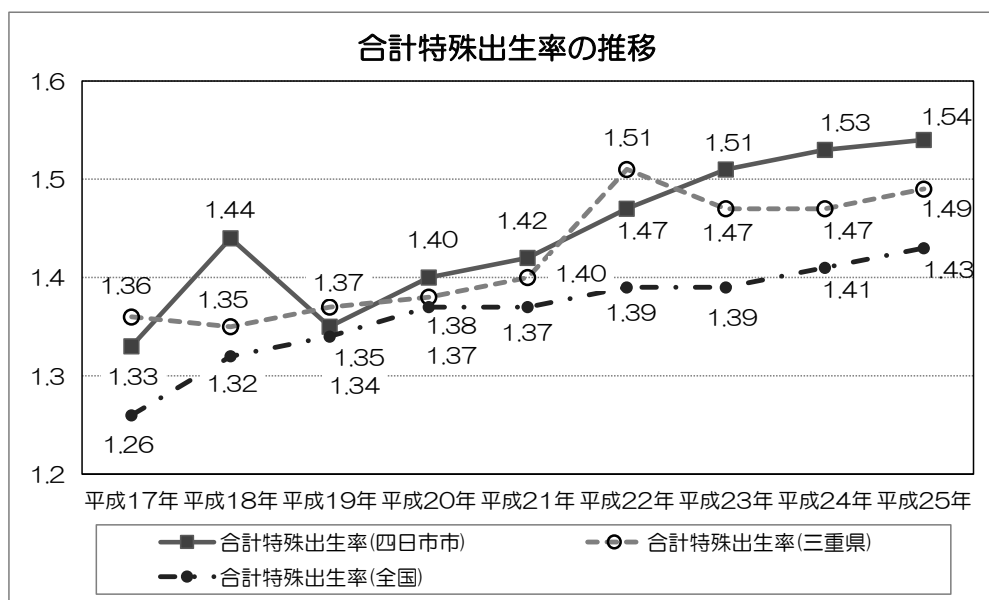
出生数は、平成18年をピークに減少傾向が続いています。



資料：三重県衛生統計年報より

合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成20年以降増加し、平成25年には1.54まで回復しています。

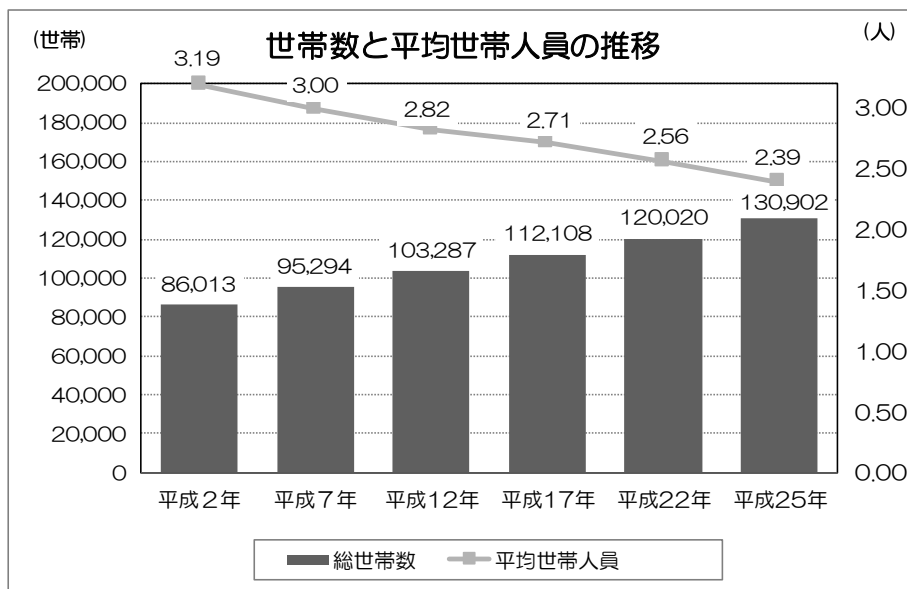


資料：三重県衛生統計年報より

(3) 世帯の状況

世帯数と平均世帯人員の推移

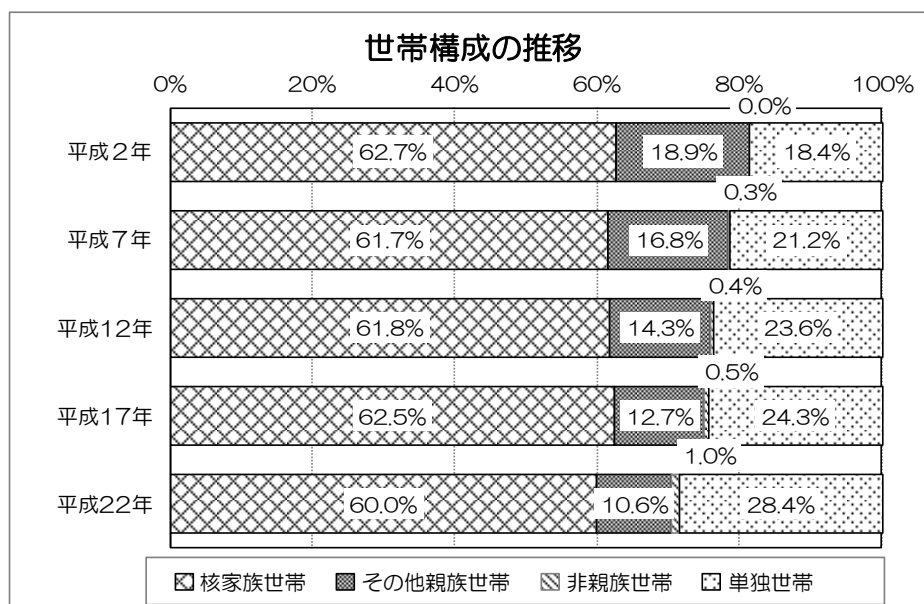
世帯数は増加傾向が続いており、平成25年では130,902世帯になっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成7年以降は3人を割り込み、平成25年には2.39人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成26年3月31日現在）

世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、6割を占めています。一方、単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行しています。

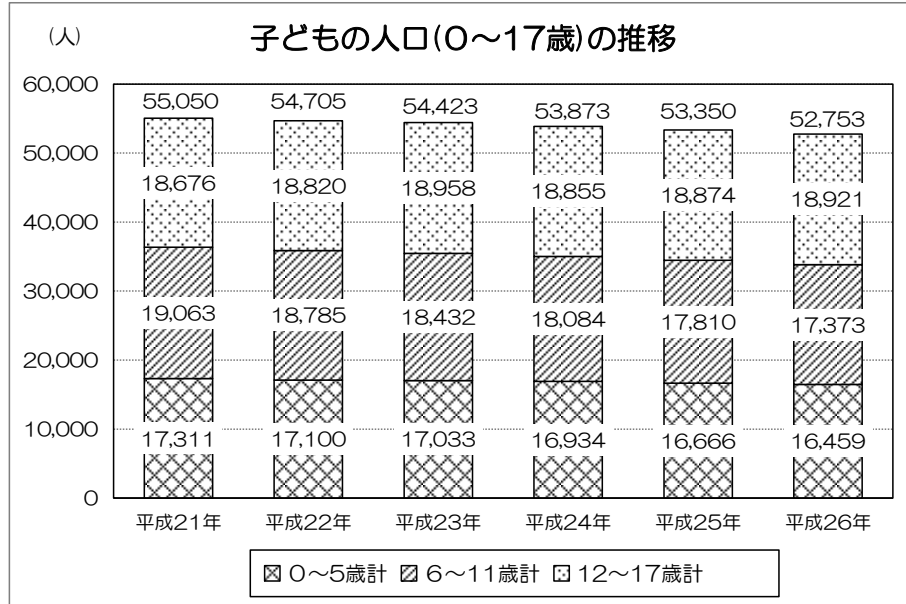


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の状況

子どもの人口の推移

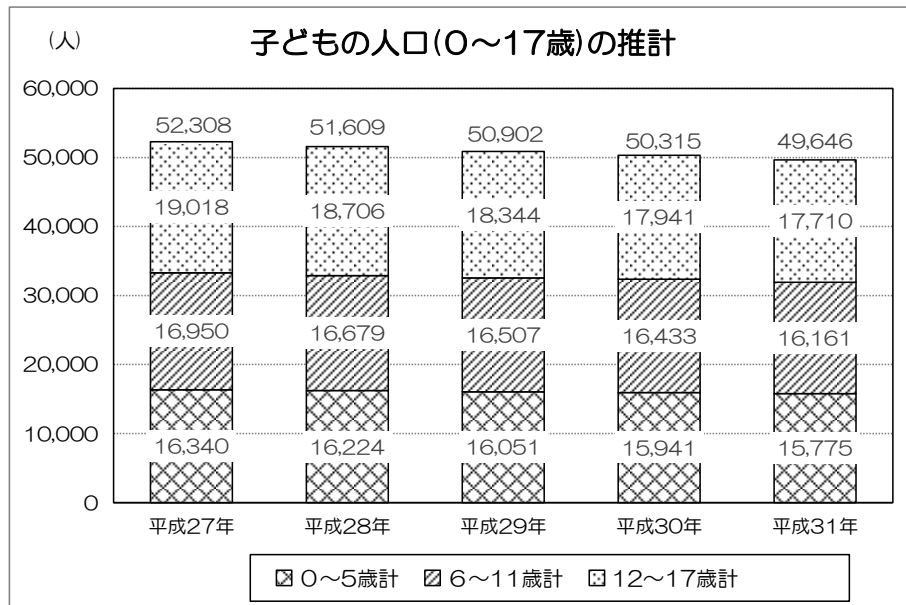
0～5歳、6～11歳、12～17歳の子どもの人口の推移をみると、6～11歳、0～5歳における人口の減少傾向がみられます。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、子どもの人口は今後も減少していくことが予測されます。



資料：コーホート変化率法による推計値

(5) 就労の状況

産業別就労人口の推移

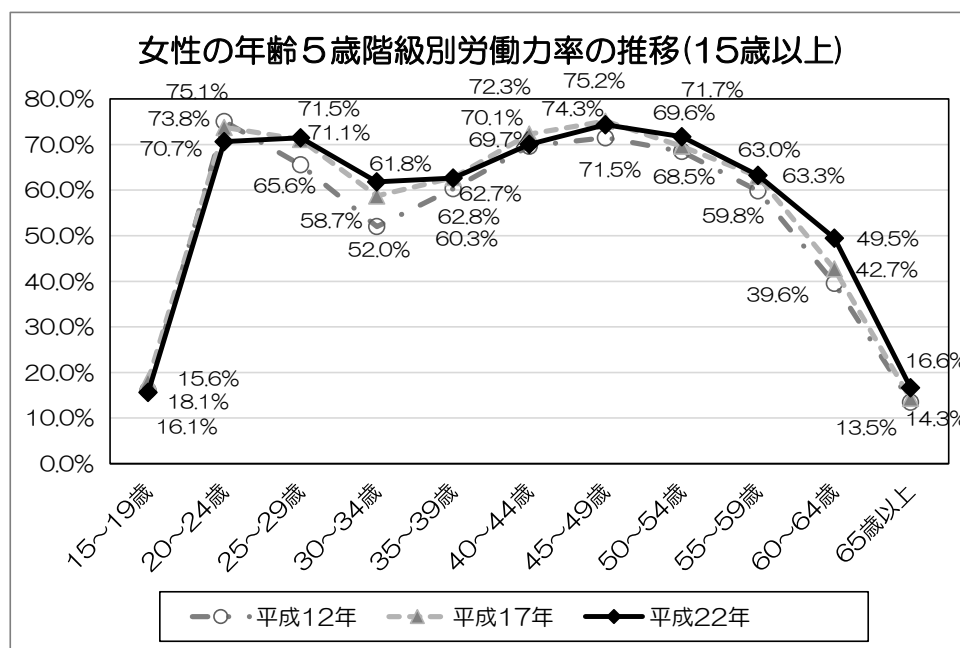
就業人口をみると、女性は増加傾向にあります。産業分類別にみると、男性は第2次・第3次産業で多く、女性は第3次産業が70%以上を占めるといった状況となっています。

	男性				女性			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(人)	91,304	88,103	90,009	89,667	59,901	59,479	62,999	63,184
第1次産業	2.3%	2.0%	2.0%	1.5%	2.5%	2.2%	2.0%	1.4%
第2次産業	48.7%	48.0%	44.3%	43.5%	27.9%	23.8%	19.7%	17.0%
第3次産業	48.7%	49.4%	51.0%	47.6%	69.0%	73.2%	75.7%	74.1%
分類不能	0.3%	0.6%	2.6%	7.5%	0.5%	0.8%	2.6%	7.5%

資料：国勢調査

女性の労働力率の推移

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成22年には平成17年と比べて20歳代前半と40歳代前半で低下しています。年代別では、20歳代で約70%ですが、30歳代では60%台となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び70%前後に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が依然としてみられます。

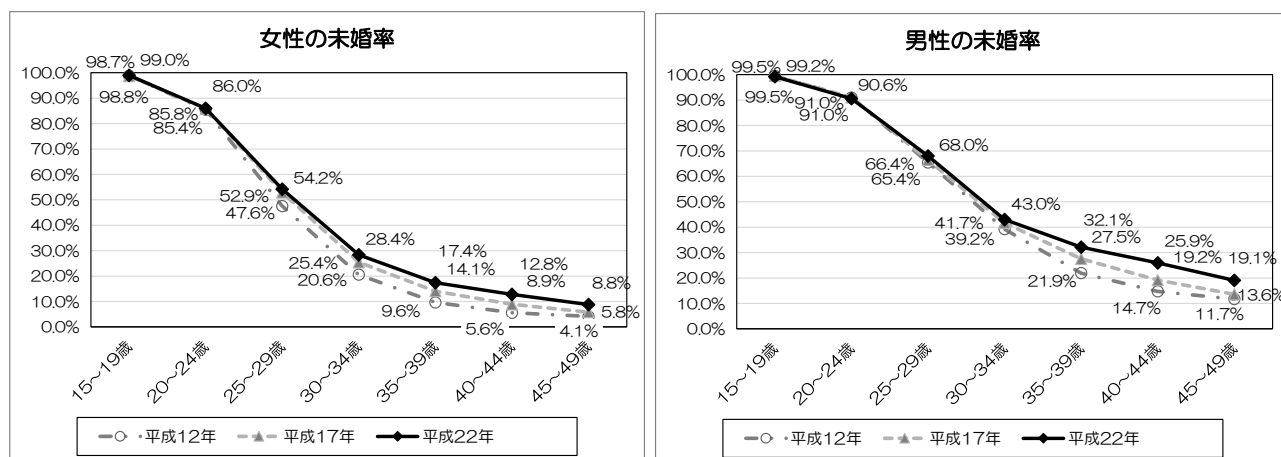


資料：国勢調査

(6) 婚姻・出産年齢の状況

未婚率の推移

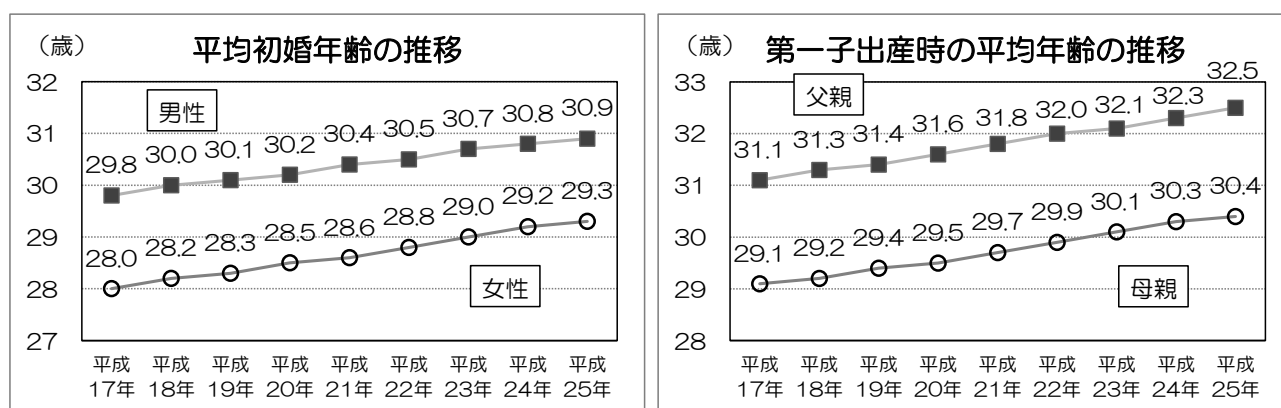
未婚率は、男性側で平均的に高くなっていますが、男女ともに平成12年と比べて平成22年には未婚率が高くなっています。



資料：国勢調査

<わが国における平均初婚年齢及び平均出産年齢の推移>

わが国における晩婚化、晩産化の状況を見ると、平成17年から25年までの推移だけを見ても、男性（父親）、女性（母親）共に、初婚及び第一子出産時の平均年齢がそれぞれ1歳以上上昇しており、晩婚化、晩産化の傾向となっています。



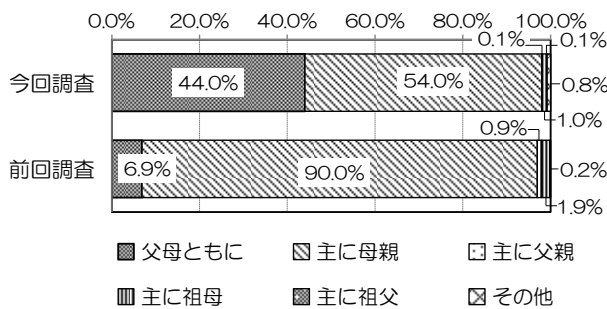
資料：人口動態調査

(7) 子育て家庭の状況

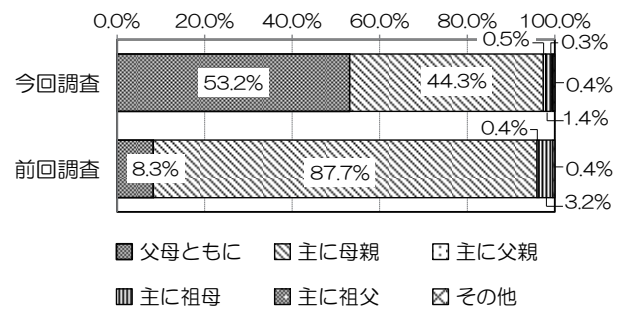
子育てを主に行っている人

アンケート調査結果によると、就学前児童のいる家庭と小学生のいる家庭における「主に母親」、「父母ともに」の割合が少し変わりますが、「父母ともに」を選択された家庭は5割前後となっています。また、前回調査と比べて、大きく割合を伸ばしています。

【就学前調査結果 N=1,902(今回)、1,370(前回)】



【小学校調査結果 N=795(今回)、1,126(前回)】

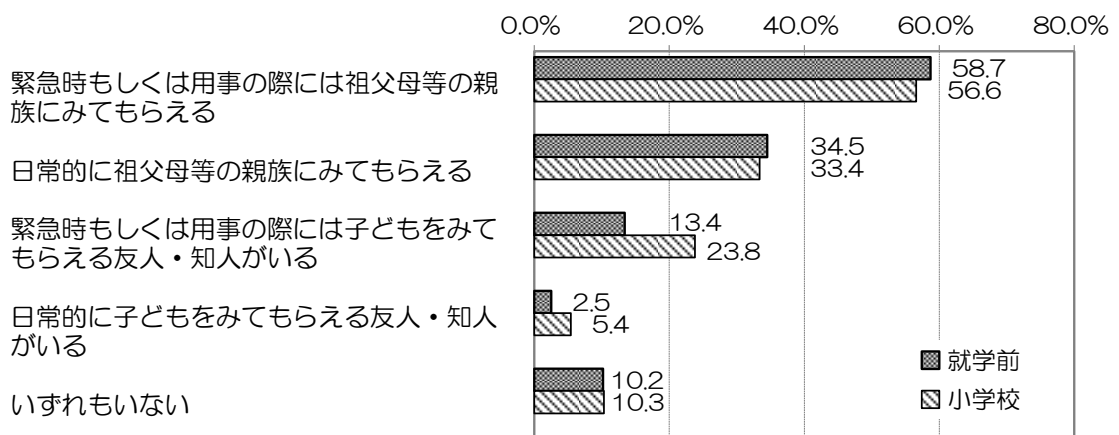


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多いですが、預け先がない人も約1割となっています。

【就学前調査結果 N=1,888、小学校調査結果 N=785／複数回答】

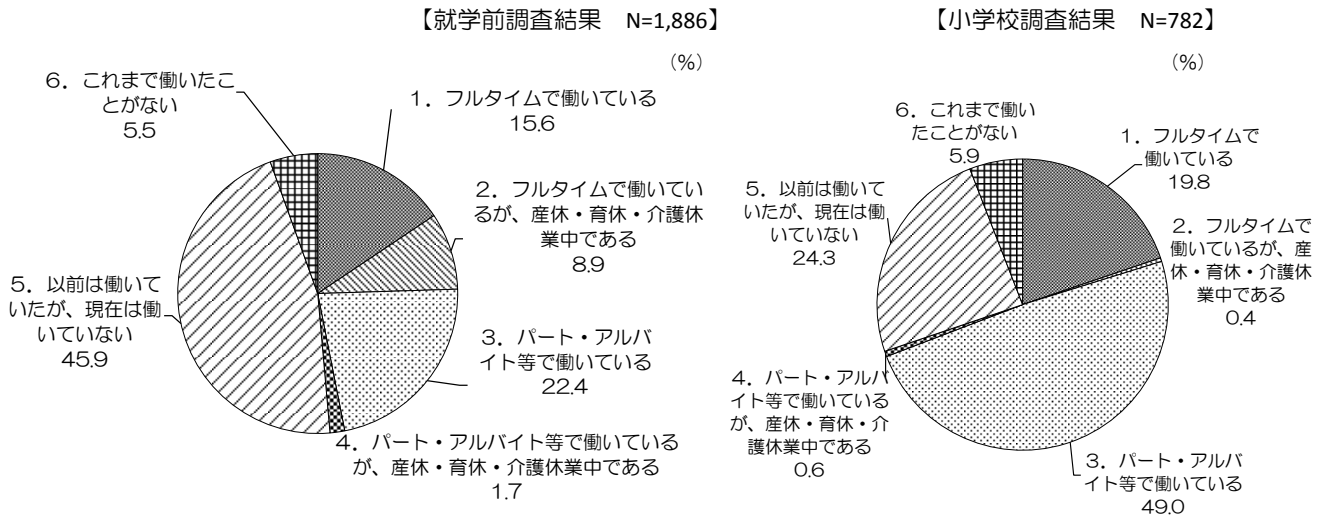


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

保護者の就労状況

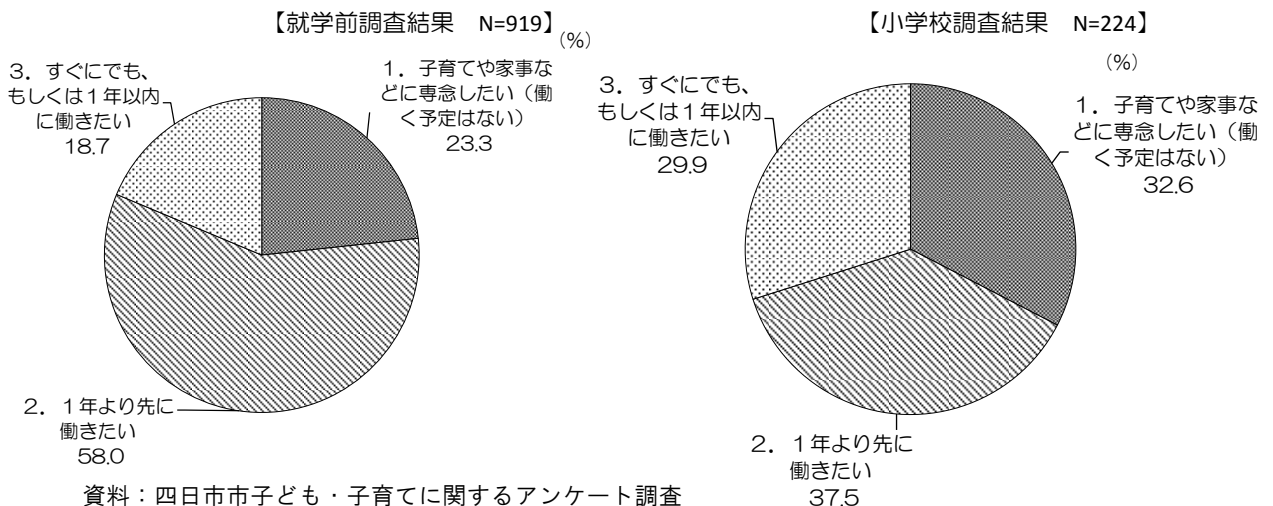
<母親の就労状況>

父親の就労形態は「フルタイム」が9割以上と大半を占めますが、母親の就労形態は、子どもの成長とともに働く人が増加し、就学前児童の母親の約5割は未就労ですが、小学校児童になると約7割が「パート・アルバイト等」や「フルタイム」で働いています。



<現在働いていない母親の働きたいという希望>

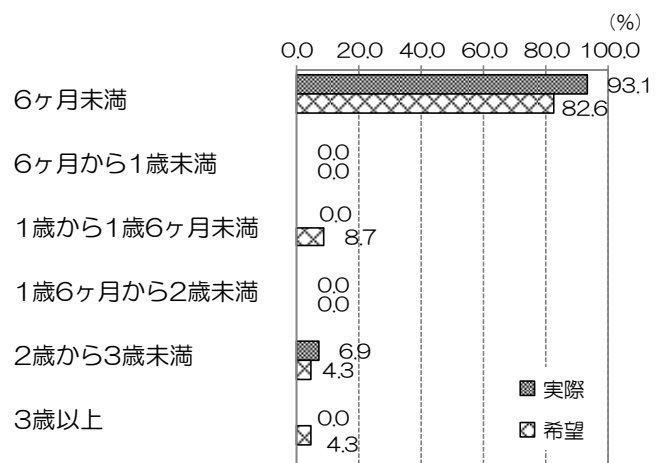
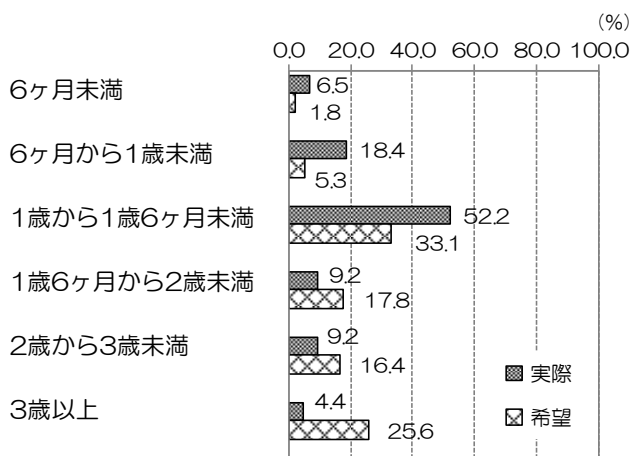
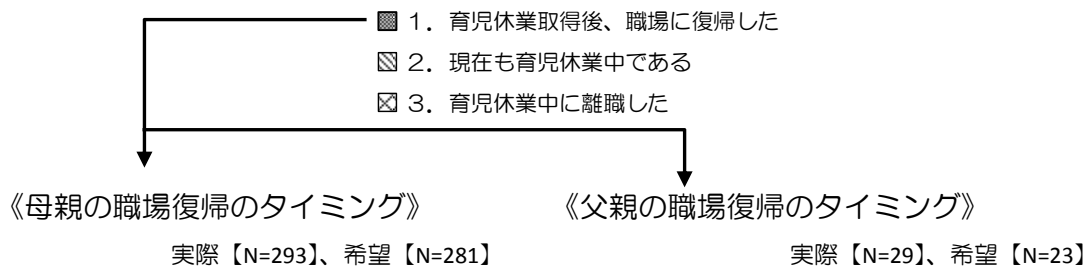
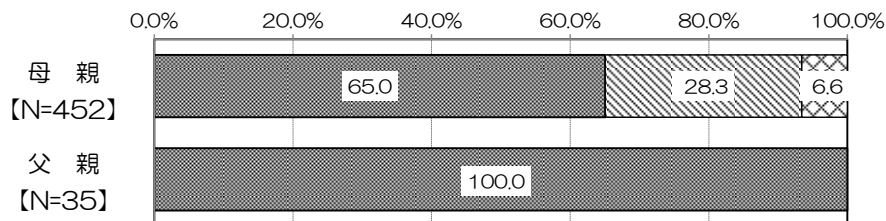
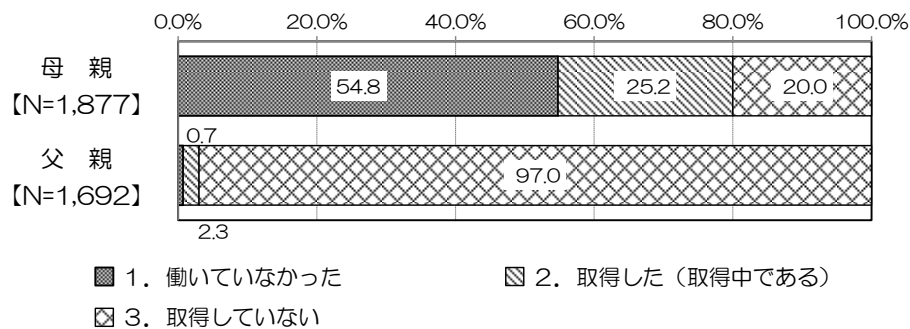
就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が就学前児童で約2割、小学校になると約3割になります。また、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら働きたい」を合わせると、就学前児童では8割弱、小学校児童では7割弱が「働きたい」と考えていることになります。一方、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」方は就学前児童で2割強、小学校では3割強になっています。



(8) 仕事と家庭の両立の状況

育児休業の取得状況は、アンケート調査結果によると、『母親』は「取得した（取得中である）」が約25%、「取得していない」が20%となっています。一方、『父親』の取得は僅かとなっています。

育児休業取得後に職場に復帰した方は、母親では65.0%、父親では100%となっています。育児休業から職場に復帰したタイミングをみると、母親では、1歳6か月以降を希望されている方が合わせて約60%に上るのに対し、実際には1歳6か月までに復帰される方が合わせて75%以上に上ります。一方、父親では、希望、実際とも6か月未満が大半です。

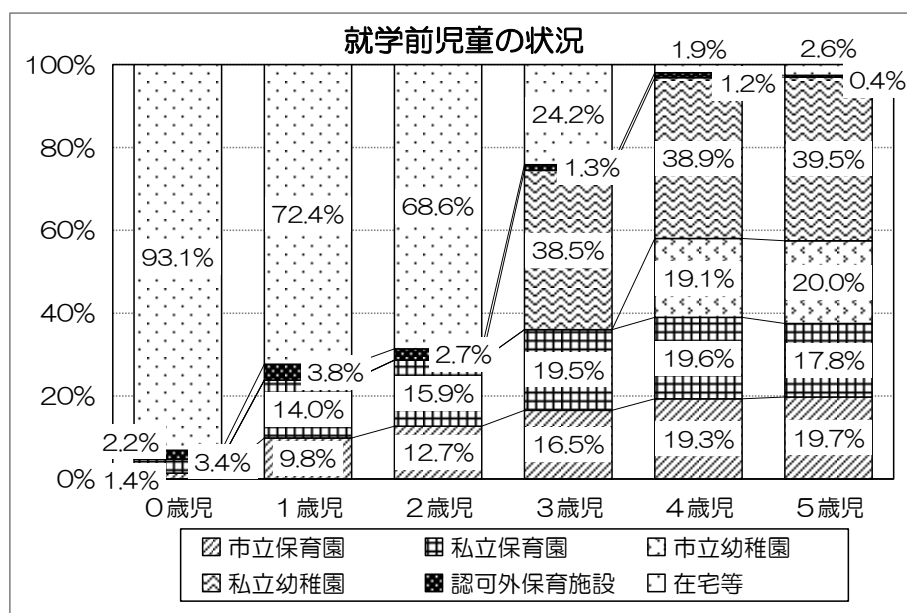


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査【就学前児童調査】

(9) 就学前児童の状況

0～2歳児については、私立保育園に通っている児童が最も多く、認可外保育施設も比較的多くなっています。

一方、3～5歳児では市立保育園と私立保育園に通っている児童がそれぞれ20%前後あり、また、4～5歳児では市立幼稚園に通っている児童が20%前後ありますが、3～5歳児では私立幼稚園に通っている児童が約40%を占め、最も多くなっています。

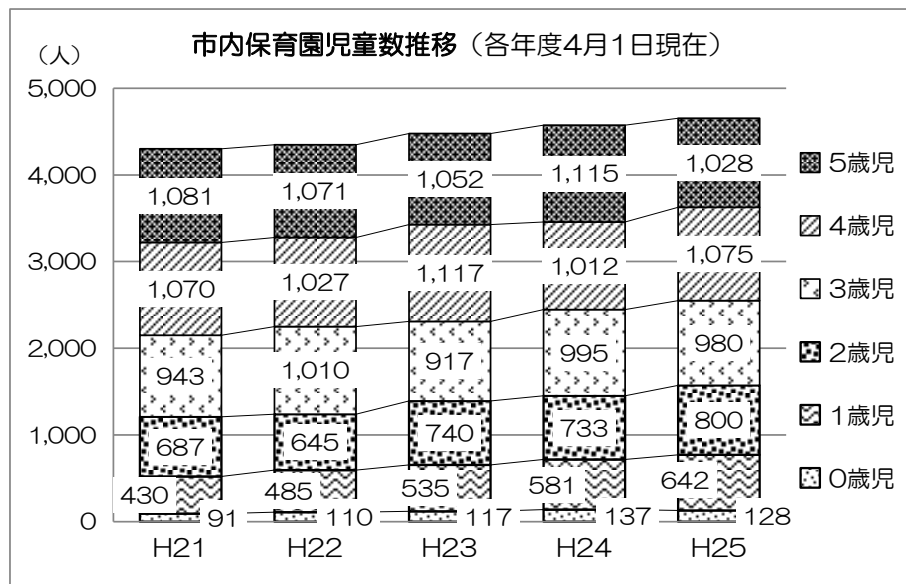


資料：就学前児童数は、平成25年4月1日現在の住民基本台帳人口
 保育園の児童数は平成25年4月1日現在、幼稚園の児童数は平成25年5月1日現在

(10) 保育園・幼稚園等の状況

保育園の状況

保育園（所）については、市立 25 園、私立 26 園の合計 51 園にて保育を実施しています。利用児童数は増加傾向となっています。



各年度4月1日現在における市内保育園の入園児童数

<待機児童数の状況>

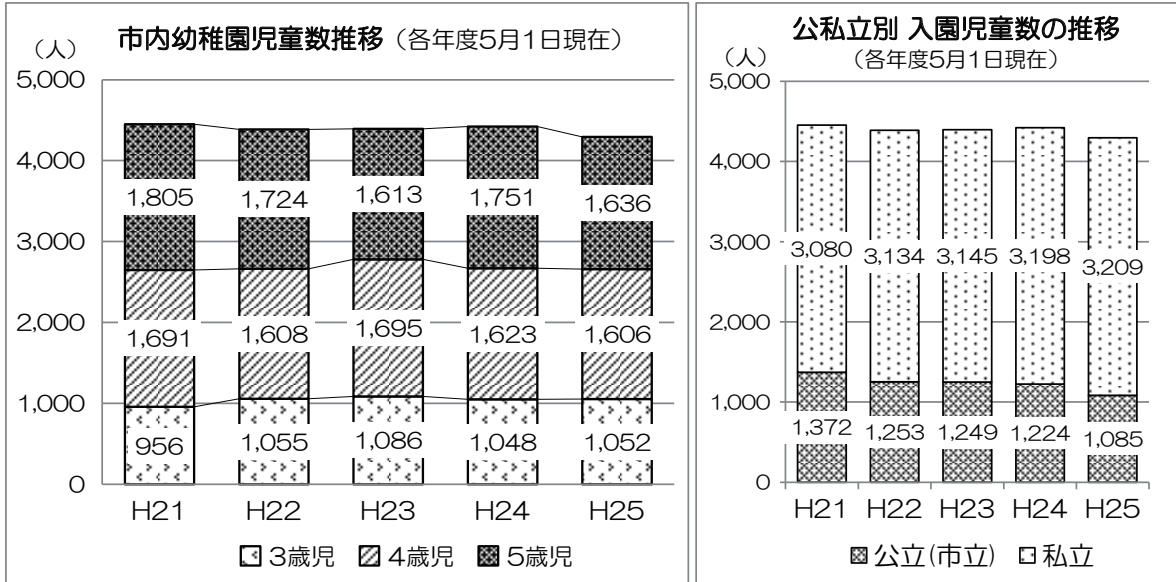
0～5歳児童数は減少しているものの、低年齢児における入園児童数の増加に伴い、待機児童数は平成 25 年度は 51 人となっています。特に、0歳児の待機児童が増加しています。

		22年度	23年度	24年度	25年度
待機児童数 (人)	0歳児	21	21	21	31
	1歳児	14	20	18	17
	2歳児	0	10	7	3
	計	35	51	46	51

待機児童数は各年度10月1日現在の人数

幼稚園の状況

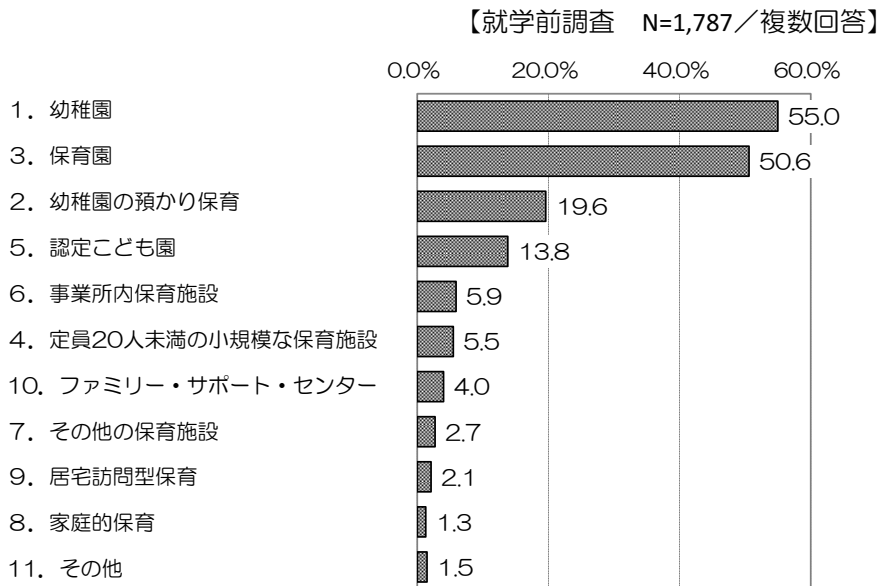
幼稚園については、市立 23 園、私立 14 園の合計 37 園にて保育を実施しています。利用児童数は、私立幼稚園で増加しているものの、市立幼稚園では減少しており、市全体の利用児童数で見ると減少傾向となっています。



各年度5月1日現在における市内幼稚園の入園児童数
 ※3歳児は私立幼稚園における利用児童の人数

平日の定期的な保育園・幼稚園等の利用意向

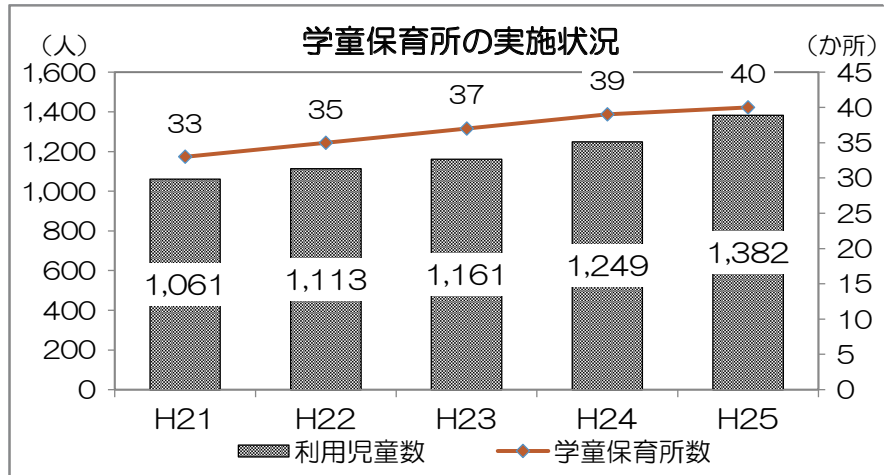
アンケート調査結果によると、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が最も多く、僅かな差で「保育園」が続きます。これらは 50%以上になります。また、「幼稚園の預かり保育」も 19.6%、「認定こども園」が 13.8%となっています。



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

学童保育所の状況

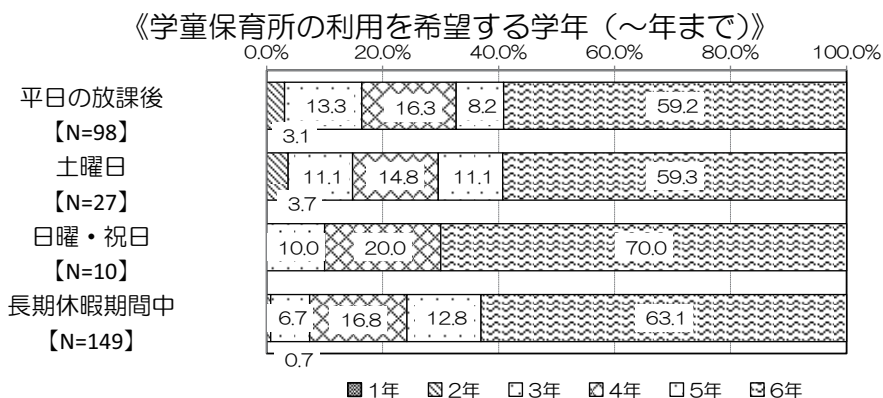
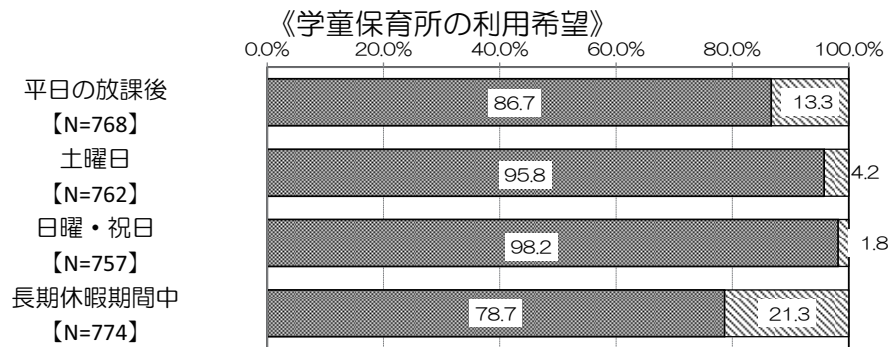
学童保育所は、平成 25 年度では市内に 40 か所が開設されており、主に小学 1 年生から 3 年生までの児童と、必要に応じて 6 年生までの児童が利用し、利用児童数は増加傾向となっています。



学童保育所の利用意向

今後の学童保育所の利用希望は、アンケート調査結果によると、平日の放課後が 13.3%、土曜日が 4.2%、日曜・祝日が 1.8%、長期休暇期間中が 21.3% となっており、長期休暇期間中の利用希望が多くなっています。

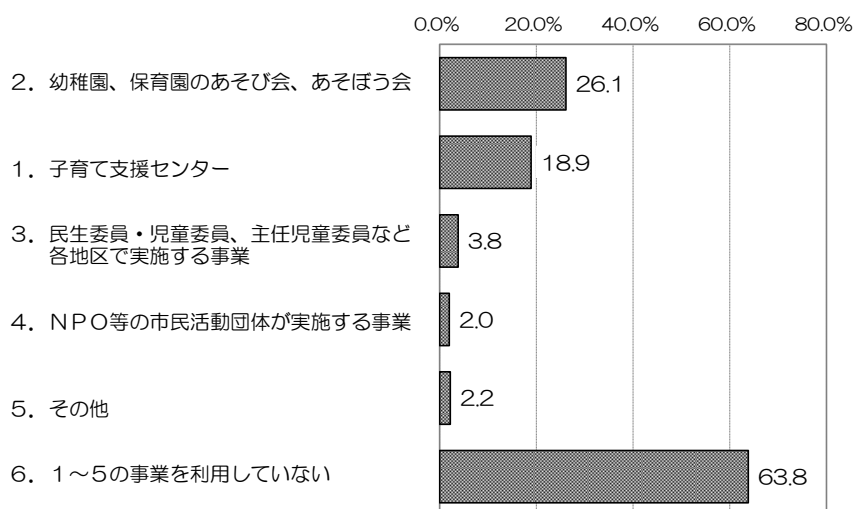
また利用したい場合、何年生まで利用したいかについては、いずれも「6年生」まで利用したい方が最も多く、利用したい方のうちの約 60~70% になっています。



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査（小学校児童調査）

親子の交流や相談等事業の利用の状況

アンケート調査結果によると、子育て親子の交流や育児に関する相談、子育て情報の提供などを行う事業の利用状況は、身近な地域で実施する「幼稚園や保育園のあそび会、あそぼう会」や「子育て支援センター」の利用が多くなっています。一方、「1～5の事業を利用していない」方は、6割強となっています。

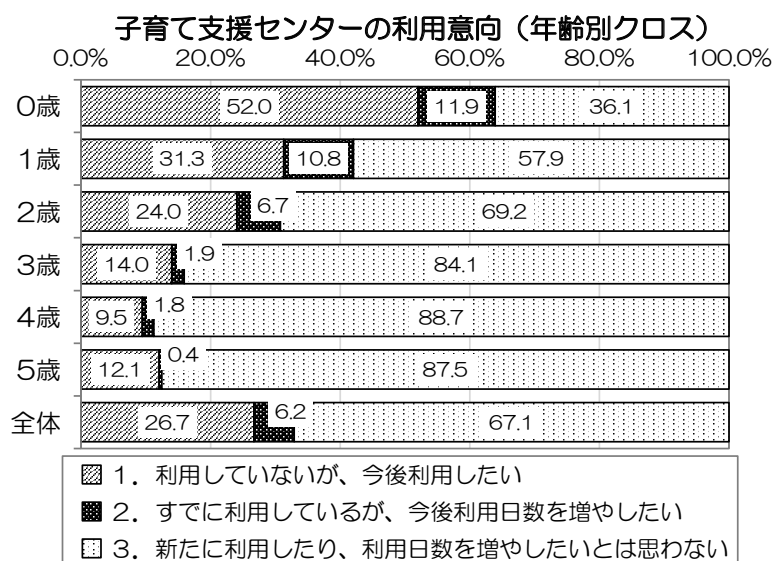


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

<子育て支援センターの利用意向>

アンケート調査結果によると、今後、地域の子育て支援センターを利用したいかどうかについては、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が合わせて約3分の1となっています。

年齢別にみると、『0歳』では「利用していないが、今後利用したい」が50%を上回り、また、『0歳』『1歳』では「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」も10%強という結果になっています。一方、1歳になると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」方は、5割超となり、年齢が大きくなるにつれて、利用意向が少なくなっています。

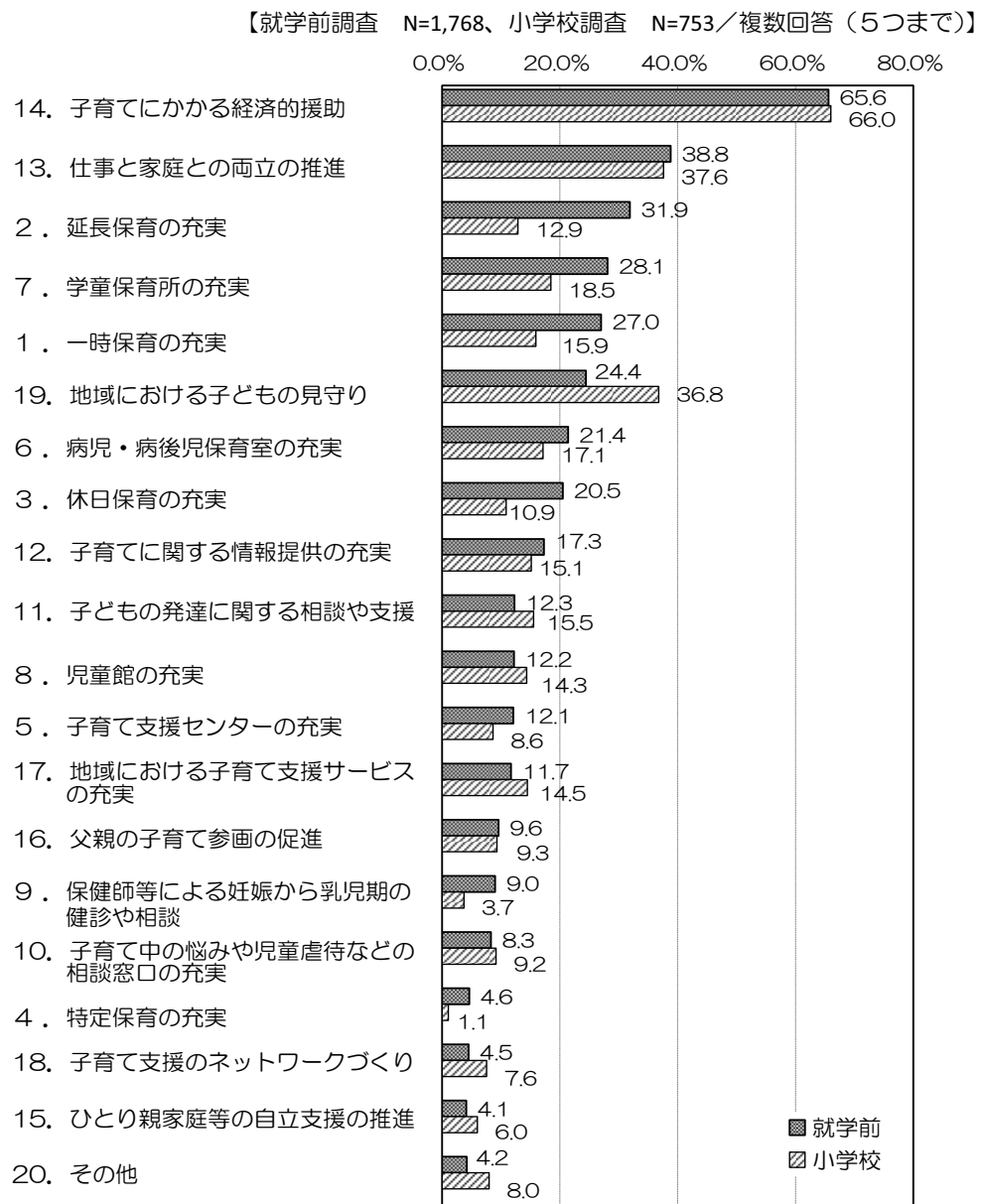


資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

(11) 子育てに関して市に期待すること

アンケート調査結果によると、今後、市に期待する施策は、『就学前』『小学校』とも「子育てにかかる経済的援助」が最も多く、約65%になっています。次いで、「仕事と家庭との両立の推進」がいずれも40%弱となっています。

『就学前』については、「延長保育の充実」、「学童保育所の充実」、「一時保育の充実」といった保育内容の充実に対する回答が30%前後で続きます。また、『小学校』については、「地域における子どもの見守り」が多くなっています。



資料：四日市市子ども・子育てに関するアンケート調査

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもと子育てにやさしいまち四日市

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

子ども・子育て支援法のもと、新たな子ども・子育て支援制度における施策の展開にあたっては、「子どもの最善の利益」実現という法の目的を基本として、子どもが安心して育まれるとともに、自立して自ら生きていく力を身につけ、また他者との関わりの中で共に育ちあえるよう、また、男女共に喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、これまで「四日市市次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりをめざして施策を進めてきましたが、本計画においても、基本理念『子どもと子育てにやさしいまち四日市』を継承し、子ども・子育て支援をより一層推進します。

2 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえるとともに、「四日市市次世代育成支援行動計画」の視点を継承し、以下の方針のもとで推進します。

1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます

子ども・子育て支援法の目的である「子どもの最善の利益」の実現がもたらせるよう、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めます。

2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます

子どもの健やかな成長、豊かな人間性を形成するうえで、家庭における子育て・教育は原点であり、出発点であるとの基本的な考えのもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、また共働き家庭やひとり親家庭が増えるなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て家庭が孤立せず、負担や不安を軽減できるよう、男女が互いに尊重しあい共同して子育てを行う意識の醸成を進めるとともに、家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもとで子どもの成長と子育てへの支援を進めます。

3 基本目標

基本理念「子どもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向けて、3つの基本方針のもとでめざす4つの基本目標を柱として施策を展開します。

基本目標1

みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち

就学前における人格形成の基礎が培われる乳幼児期の教育・保育の提供体制や成長過程に応じた質の高い教育・保育環境を推進するとともに、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図ります。また子どもの人権を尊重し理解を深めるとともに、他者との関わりの中で、子どもの主体性、社会性を養い、子どもの心身の健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支えるまちをめざします。

基本目標2

親と子が安心して自立した生活を送れるまち

障害、虐待、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活を送れるまちをめざします。

基本目標3

健康で安心して子どもを産み育てられるまち

妊娠・出産期からの途切れのない保健施策を推進することにより、親と子の健康を確保するとともに、妊娠や出産、育児に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

基本目標4

社会全体で子育て家庭を支えるまち

就労形態の多様化や共働き家庭、ひとり親家庭など、多様なニーズに柔軟に対応した支援の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を普及し、地域住民や事業者の意識を高めることにより、男女が共に子育てに関わり、社会全体で子育てを支えるまちをめざします。

第3章 子ども・子育て支援の取組・事業

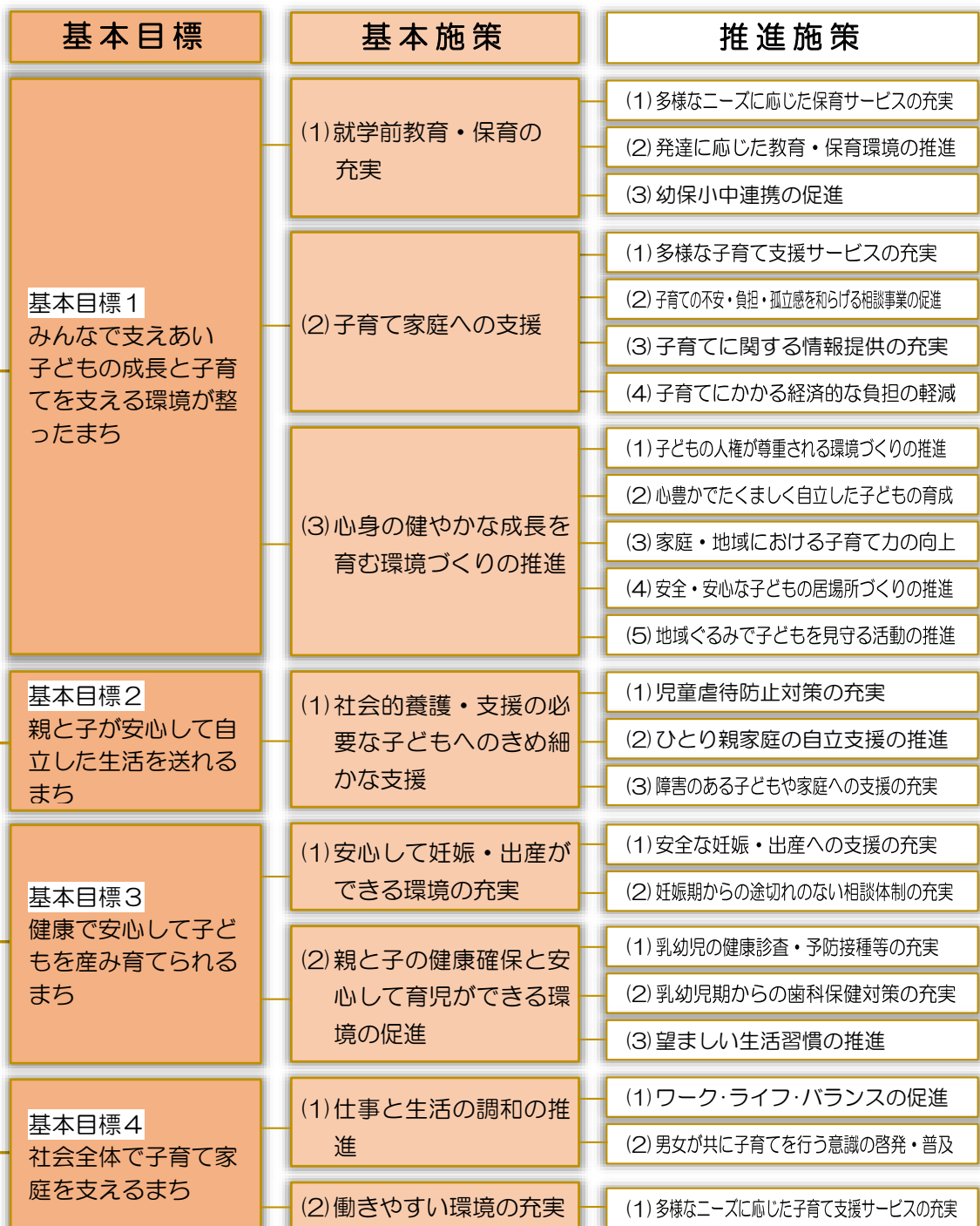
1 施策の体系

基本理念

子どもと子育てにやさしいまち四日市

基本方針

- 1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたつて 子どもの健やかな成長をはぐくみます
- 2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます
- 3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます



2 施策の展開

基本目標

1

みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える
環境が整ったまち

(1) 就学前教育・保育の充実

現状と課題

20歳代後半から30歳代の女性の労働力率が上昇する中、本市でも就労する母親が増加の傾向となっており、今後の就労意向も高くなっています。

また、近年における核家族化の進展による平均世帯人員の減少など、子育てをめぐる環境の変化やパートタイム等就労者の増加をはじめとした働き方も変化してきており、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

こうした状況の中、就学前における保育サービスの利用児童数は増加しており、特に低年齢児における待機児童の解消や潜在的な保育ニーズへの対応、さらには働き方の多様化に応じた延長保育などの特別保育の充実が必要となっています。

一方、全国的な少子化が進行する中で、本市の平成25年の合計特殊出生率は1.54となっており、平成20年以降は緩やかに上昇傾向となっているものの、出生数は平成18年をピークに減少傾向が続き、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しています。こうした状況の中、子どもの健やかな育ちにとって必要な同年齢や異年齢との交流の機会を確保し、子ども同士が集団の中で育ちあうことができる就学前の教育や保育のサービスを提供する必要があります。

就学前の教育や保育のサービスを行うにあたっては、幼稚園教諭や保育士等人材の育成が子どもの育ちにとって重要であり、教育と保育の一体的提供を実施する場合においても、継続的な研修や交流等を通じて、資質の向上を図っていく必要があります。

また、本市では、幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携し、学びの一体化を推進してきましたが、今後も連携を深めて、小学校等への円滑な接続が図れるよう、段差のない取組を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 働く女性の増加や就労意向の高まりにより増加する低年齢児をはじめとした保育の拡充を図り、待機児童の解消に努めます。
- 就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、短時間保育など、需要に応じた提供体制の拡充を図ります。
- 共働き世帯の増加や子育てをめぐる環境の変化に対応するため、子どもが病気の際に預けられる保育の拡充に取り組みます。

<(1)多様なニーズに応じた保育サービスの充実>

- 子どもの発達段階に応じた適切な集団規模での教育・保育を確保するため、幼稚園や保育園の適正な配置や教育・保育の一体的な提供施設の整備の検討を進めます。
- 質の高い就学前教育・保育の提供を図るため、幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図る研修の充実や園間交流を推進します。
- すべての保育園や幼稚園で障害のある子どもを受け入れられるよう、職員の専門性の向上を図り、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。
- 保育園や幼稚園施設の園舎整備・改修及び維持管理を行い、良質な保育環境の提供を図ります。

<(2)発達に応じた教育・保育環境の推進>

- 学びの一体化を推進するため、職員交流をはじめとした合同研修等による情報交換や共有を図るなど、就学前教育・保育における遊びや体験を通じた学びの連続性を重視し、幼稚園や保育園、小学校と連携を深め、円滑に接続が図れるよう、段差のない教育・保育を進めます。
- 一人ひとりの特性に応じた指導を行うとともに、小学校入学以降の生活や学習の基礎となる力を育成します。
- 発達障害等早期支援事業「プロジェクトU-8事業」や就学相談、巡回相談を実施し、発達障害等の子どもと保護者を対象にした就学前からの途切れのない支援を推進します。

<(3)幼保小中連携の促進>

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)多様なニーズに応じた保育サービスの充実	低年齢児の利用児童増加に伴う保育所定員枠の拡充	【拡充】 認可保育所において、通常保育の定員枠の拡充を行い、低年齢児の利用児童の受入れを進め、待機児童の解消を図ります。	保育幼稚園課
	保育所乳児保育事業の拡充	【拡充】 ▽認可保育所において、乳児の入所希望に対応した保育を実施します。 ▼認可保育所における乳児保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所延長保育事業の拡充	【拡充】 ▽多様化する保護者の勤務時間や通勤時間などに対応するために、認可保育所において、開所時間を超えて保育を実施します。 ▼認可保育所における延長保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所休日保育事業の拡充	【拡充】 ▽日曜日・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、認可保育所において、休日の保育を実施します。 ▼認可保育所における休日保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所一時保育事業の拡充	【拡充】 ▽認可保育所において、保護者の育児疲れや急病等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童の保育を充実します。 ▼認可保育所における一時保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	幼稚園における一時預かり事業の実施	【新規】 新たな制度に移行する私立幼稚園において、通常保育終了後に在園児の一時預かりを実施し、保護者に対する育児支援及び子どもの健全育成を図ります。	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業の拡充	【拡充】 ▽保護者の就労等の都合により、病気又は病気回復期にあるが、集団での保育等に不安がある間、一時的に児童を保育します。 ▼病児・病後児保育を拡充するため、医療機関の協力を得ながら、新たな形態も視野に検討を進めます。	こども未来課
	地域型保育事業の実施	【新規】 少人数単位で低年齢児を預かる認可を受けた地域型保育事業の実施施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課
認可外保育施設への支援	認可保育所での保育の実施が困難な児童を受け入れる認可外保育施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課	

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(2)発達に応じた教育・保育環境の推進	教育・保育施設の整備の検討	【新規】 適切な集団規模での教育・保育を確保するため、幼稚園や保育園の適正な配置や教育・保育の一体的な提供施設の整備の検討を進めます。	保育幼稚園課
	幼稚園教諭・保育士の経験に応じたステージ別の研修の実施	【継続・充実】 幼稚園教諭・保育士の資質向上を図るため、職種や年代ごとの課題に対応した研修の充実を図ります。	保育幼稚園課
	保幼合同研修の実施	【継続・充実】 就学前の教育・保育について、幼稚園と保育園の相互理解を一層進めるため、幼稚園教諭・保育士の合同による研修の充実を図ります。	保育幼稚園課
	就学前教育・保育カリキュラムの充実	【継続・充実】 4・5歳児の教育・保育カリキュラムについて保育園と幼稚園の統一した内容の充実を図るとともに、0～5歳児までの一貫したカリキュラムを策定します。	保育幼稚園課
	年齢別カリキュラムに応じた園教育・保育の提供	子どもの健やかな育ちを中心に、幼稚園・保育園の特性を活かしつつ、質の高い就学前教育・保育に関して、年齢別のカリキュラムに応じた教育・保育を提供していきます。	保育幼稚園課
	特別支援保育・教育の研修	【継続・充実】 特別支援保育・教育に関して、より多様な対応が求められる今日、保育士や幼稚園教諭の専門的な知識の習得を図るため、研修内容を充実させていきます。	保育幼稚園課
	市立保育園・幼稚園の施設改修等の整備	市立保育園・幼稚園の施設の整備・改修及び維持管理を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課
	私立保育園の施設改修等の整備	私立保育園の施設の整備・改修等に要する経費の一部の補助を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課
(3)幼保小中連携の促進	就学前教育・保育と小学校教育の連携推進	就学前教育・保育と小学校教育の連携により、「学びの一体化」事業を推進し、小学校への円滑な接続を図るとともに、連携を強化し、より一貫性・系統性のある教育・保育を推進します。	保育幼稚園課
	スタートカリキュラムを活用した学びの基礎の充実（幼保小連携）	学びの一体化幼保小連携部会で作成したスタートカリキュラムに基づき、小1プロブレムの解消等に向けた各中学校区の取組を進めます。	指導課
	中学校区での防災訓練の取組（幼保小中連携）	近接する幼保小中において、合同避難訓練の取組を実施します。	指導課
	保育実習・職場体験活動の実施（幼保中連携）	中学校家庭科における保育の体験実習及び中学校職場体験学習を幼稚園と保育園は受け入れ、その取組を進めます。	指導課
	英語指導員による外国語活動の実施	幼稚園に英語指導員を学期に1回程度派遣し、英語を交えた交流を図る。	指導課
	プロジェクトU-8事業の推進	（基目2-基施(1)-推施(3)より再掲）	こども保健福祉課
	就学相談・巡回相談支援事業の実施	（基目2-基施(1)-推施(3)より再掲）	こども保健福祉課 教育支援課

(2) 子育て家庭への支援

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化を背景に、日々の子育てに対する助言や支援を得ることが困難な状況となっています。また社会や経済の環境の変化に伴い、本市における子育て期の共働き家庭は増加しています。

こうした子育て家庭を取り巻く環境の変化の中で、子育ての不安や負担、孤立感は大々くなっているため、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスが必要となっています。

こうした状況の中、本市では、保護者の都合や緊急時に対する一時的な預かりや養育支援、また地域の特性を活かし地域で運営する学童保育所への支援を推進しています。

また、地域の身近な場所で保護者同士の交流や相談ができる保育園や幼稚園、子育て支援センターの子育て家庭への支援体制の充実を図るとともに、家庭児童相談室や発達総合支援室など、育児や発達に関する専門的な相談窓口を設け、子育ての不安や負担を軽減するための支援を行っています。

一方、アンケート調査では、子育て支援センターを現在利用していない理由として、「利用に関する情報不足」などが挙げられていることから、今後は、様々な支援サービスを通して、個別ニーズの情報を集約するとともに、必要な情報提供を行い、適切な施設や事業の利用につなげられる支援体制の推進が求められています。

また調査では、子育てにかかる経済的な負担が大きいと感じている家庭が多く、経済的負担の軽減に期待する意見が多くなっています。本市では、児童手当や子どもの医療費助成をはじめ、保育園や幼稚園の保育料の軽減など、経済的負担の軽減に取り組んでいます。

施策の方向性

➤すべての子育て家庭を対象に、安心して子育てができるよう多様な子育て支援サービスを推進します。

＜(1)多様な子育て支援サービスの充実＞

➤子育ての不安や負担、孤立感を和らげ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、保護者に寄り添ったきめ細かな相談体制の充実に努めます。

＜(2)子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の促進＞

➤子育て支援センターを中心とした地域の子育てに関する情報を集約し、だれもが気軽に子育て情報を入手でき、必要な情報が必要な人に的確に伝わるよう情報提供体制の構築を図ります。

＜(3)子育てに関する情報提供の充実＞

➤保護者への必要な経済的支援を図り、子育てにかかる負担の軽減に努めます。

＜(4)子育てにかかる経済的な負担の軽減＞

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)多様な子育て支援サービスの充実	利用者支援事業の新設	【新規】 子育てに関する相談、総合窓口の役割を担い、情報を集約し、必要な情報提供等を行って適切なサービスの利用につなげるため、専門員を配置して体制を整備します。	こども未来課
	保育所一時保育事業の拡充	(基施(1)-推施(1)より再掲)	保育幼稚園課
	幼稚園における一時預かり事業の実施	(基施(1)-推施(1)より再掲)	保育幼稚園課
	ファミリー・サポート・センター事業の充実	【継続・充実】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が会員として登録し、相互に育児の援助を行う事業を実施します。また事業の周知とともに、会員の増加に努め、相互援助活動の支援充実を図ります。	こども未来課
	子育て支援センターの拡充	【拡充】 ▽乳幼児や保護者を対象に、親子同士の交流や子育てについての相談、情報提供を行います。 ▼利用者の利便性を向上するため、地域ごとのニーズに合わせた施設類型の子育て支援センターを開設します。	こども未来課
	子育て支援ショートステイ事業の充実	【継続・充実】 保護者が一時的に児童の養育が困難になった時に乳児院・児童養護施設において、一時的に養育を実施します。また必要な時に児童の養育が受けられるよう施設の受入れ態勢の充実に努めます。	こども保健福祉課
	養育支援訪問事業の充実	【継続・充実】 訪問する保健師や支援員の体制充実を図り、養育支援が特に必要とされる家庭への指導や助言、援助を実施します。	こども保健福祉課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	【新規】 (基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)(新規)	こども保健福祉課
	学童保育所支援の推進	【継続・充実】 放課後等に留守家庭となる児童の生活と保護者の就労を支援するため、地域の運営委員会が設置・運営する学童保育所の支援を行います。また対象年齢の拡大も含め、今後利用児童の増加が予想される施設の受入れ態勢の整備・促進に対する支援を行います。	こども未来課
	病児・病後児保育事業の拡充	(基施(1)-推施(1)より再掲)	こども未来課
保育園や幼稚園における地域の子育て支援	園の開放や、親子や子ども同士の交流、地域交流、育児の相談などを通して、幼稚園・保育園に入園していない地域の子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援します。	保育幼稚園課	

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(2)子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の促進	子育て支援センターにおける相談事業の実施	保育士による子育て相談、保健師・栄養士による専門相談などを実施します。	こども未来課
	家庭児童相談室における相談事業の実施	保健師や保育士などの相談員による育児や家族、虐待などに関する相談を実施します。	こども保健福祉課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活相談の実施	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	発達総合支援室における子どもの発達に関する相談・支援の実施	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	就学相談・巡回相談支援事業の実施	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課 教育支援課
	青少年育成室における青少年と家庭の悩み相談事業の実施	友人関係や非行などに関する青少年やその家族の悩み相談を実施しています。	こども未来課
	子育て支援センター・保育園等での保健師相談事業の実施	各子育て支援センターや保育園のあそぼう会に保健師等が出向き育児等の相談を行っています。	こども保健福祉課
	地域で行われる子育て支援事業等での相談事業の実施	民生委員・児童委員等が地域で開催する子育て支援事業や子育てサロン等に保健師等が参加し、育児等の相談・援助を行っています。	こども保健福祉課
	よかパパ相談員による相談事業の実施	「父親の子育てマイスター養成講座」を修了し、よかパパ相談員に登録された方により、子育て支援センターなどで父親の子育て相談を実施します。	こども未来課
	民生委員・児童委員による相談	民生委員・児童委員による地域の中での身近な相談窓口として、生活の中での困りごとや悩みごとに関する相談・助言を行っています。	健康福祉課
地域の青少年相談員による相談事業の実施	学校や関係行政機関、地域の青少年育成団体が連携し、継続して指導が必要な子どもや家族への相談、指導、助言を行います。	こども未来課	
(3)子育てに関する情報提供の充実	利用者支援事業の新設	(推施(1)より再掲) 【新規】 子育てに関する相談、総合窓口の役割を担い、情報を集約し、必要な情報提供等を行い、適切なサービスの利用につなげる体制を整備します。また地域の子育て関係団体との情報共有、ネットワーク整備の検討を図ります。	こども未来課
	市ホームページの子育て総合案内や子育てガイドブックの充実	【継続・充実】 市ホームページで情報発信する「子育てエンジョイ」や子育てガイドブックの充実を図ります。	こども未来課
	子育て支援センターにおける情報提供	子育てに関する情報提供や、親子同士の交流の場の提供を行います。	こども未来課
	子育てサークルなどの活動支援事業	子育て支援センターにおいて子育てサークルやボランティアグループの情報を提供する。また、橋北・塩浜両子育て支援センターにおいて、貸室を行うことで活動を支援します。	こども未来課
	児童館における情報提供	子育てに関する情報提供や、親子同士の仲間づくりの支援を行います。	こども未来課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(4) 子育てにかか る経済的な負担 の軽減	第3子保育料補助・減免	少子化対策の一環として、第3子以降の保育料を無料化することで、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課
	市立幼稚園保育料減免	市立幼稚園に就園している4～5歳の低所得の保護者及び多子世帯に対し、保育料負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課
	私立幼稚園保育料補助金	私立幼稚園に就園している3～5歳児の保護者に対し、保育料の一部を補助し、保育料負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課
	私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園に就園している満3～5歳児の保護者に対し、所得や子どもの人数に応じて保育料の一部を補助し、保育料負担の軽減を図ります。(今後、新制度における施設型給付への移行が予想される。)	保育幼稚園課
	就学援助	市立小中学校に就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、所得基準に応じて就学費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
	学童保育所保育料の軽減(利用支援補助事業)	学童保育所を利用するひとり親家庭(所得制限あり)や就学援助家庭に対し、保育料の軽減を行い、学童保育所の利用を支援します。	こども未来課
	助産施設利用者への支援	経済的な理由により、助産が必要な妊婦を委託する助産施設に入所させ、これに必要な費用を支給することにより、子育て家庭への支援を行います。	こども保健福祉課
	児童手当の支給	家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している方に対して、手当を支給します。	こども保健福祉課
	児童扶養手当の支給	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	特別児童扶養手当の申請受付等	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	障害児福祉手当の支給	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	市重度障害者手当の支給	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	子ども医療費の助成	【拡充】 ▽疾病の早期発見と早期療養を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの保険診療にかかる自己負担分を助成します。 ▼平成27年9月診療分から、中学生の通院分まで拡充します。	こども保健福祉課
	一人親家庭等医療費の助成	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	養育医療の給付	出生時体重2,000g以下の新生児等、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする乳児に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
	育成医療の給付	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	小児慢性特定疾病医療費の申請受付等	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	自立を支援する就業支援給付の実施	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(4)子育てにかかる経済的な負担の軽減	障害者医療費の助成	(基目 2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	補装具費の支給	(基目 2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	日常生活用具の給付	(基目 2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課

(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進

現状と課題

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの人権を守り、子どもの幸せを第一に考え、家庭、地域、学校において、すべての子どもが充実感や存在感が持て、将来の夢と希望が持てるよう支援していくことが求められています。

本市では、子どもたちに人権意識が育まれ、大人たちがその子どもたちを温かく見守り続けられるよう、保育園、幼稚園、学校での学習のほか、指導者や保護者をはじめ、地域の自主事業などにおいて人権教育の啓発・普及を図ってまいりましたが、今後もより一層、社会全体における子どもの人権に対する理解を深めていくことが必要です。

子どもの成長過程においては、身近にいる親の愛情を十分に受けて育つことができる環境が大切です。そのためには、親としての子育ての責任と役割を果たし、日々成長する子どもの姿に喜び、楽しさを実感できるよう、社会全体で子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる支援が必要です。

また、子どもが心豊かにたくましく成長できるよう、様々な学習や体験、交流を通し、自らが考え、行動する力等を育むことができる機会や放課後等に安心して過ごせる居場所を確保するとともに、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけることができる取組も必要です。

本市では、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校等と連携して、家庭教育講座の開催や「早ね早おき朝ごはん」推進運動の実施など、家庭や地域の子育て力の向上に取り組むとともに、児童館や少年自然の家などの学習・体験活動を通して、子どもの成長を支援しています。

また、子どもたちが、地域の中で安心して過ごせるよう、地域で運営する学童保育所や子ども広場への支援等により、放課後等における子どもの居場所づくりを推進してきましたが、放課後の過ごし方の多様化や学童保育所のない地域への支援の観点から、放課後子ども総合プランに基づいた取組も必要です。

一方、小学生の保護者を対象にしたアンケート調査では、36.8%の保護者が「地域における子どもの見守り」が重要と回答しています。本市では、子どもの問題行動を防止するため、地域の関係機関と連携して補導活動を実施するとともに、「こどもをまもるいえ」を設置し、地域が中心となって子どもの見守りと安全を確保してまいりましたが、子どもが巻き込まれる犯罪が発生している昨今、より一層、地域ぐるみの見守り活動を推進していくことが求められています。

施策の方向性

➤子どもたちに人権意識が育まれるよう幼稚園や保育園、学校などでの人権教育のほか、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に対する保護者等の理解を深める意識啓発に取り組むとともに、子どもの人権を守るため関係機関との連携を図ります。

＜(1)子どもの人権が尊重される環境づくりの推進＞

➤心豊かでたくましく自立した子どもの育成を図るため、様々な学習や体験・交流活動の機会の提供に努めます。

＜(2)心豊かでたくましく自立した子どもの育成＞

➤保育園や幼稚園、学校等と連携して、家庭や地域における子育て力の向上を図ります。

＜(3)家庭・地域における子育て力の向上＞

➤子どもたちが放課後や休日に、安全で安心して生活し、学び、体験・交流できる活動拠点づくりを推進します。

＜(4)安全・安心な子どもの居場所づくりの推進＞

➤子どもの非行を未然に防止し、有害な環境や情報、犯罪から子どもを守るため、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。

＜(5)地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)子どもの人権が尊重される環境づくりの推進	保育園や幼稚園での子どもの人権教育の実施	就学前の子どもが幼児期から人権感覚を身につけることが大切なことから、園での人権教育・啓発を推進していきます。	保育幼稚園課
	保育園や幼稚園での職員や保護者への人権研修実施	職員に対して、人権に関する認識とその専門性を高めるために人権教育の研修を進めるとともに、保護者への人権講座等を実施し、子どもの人権に対する意識啓発を図ります。	保育幼稚園課
	児童虐待防止啓発の実施及び研修会等の実施	虐待防止に向けた市民へのパンフレットやポスターの配布等、啓発活動を促進し理解を深めるとともに、関係機関の対応力の向上のための研修会等を開催し、取組の強化を図ります。	こども保健福祉課
	途切れのない支援体制の充実	【継続・充実】 保育園や幼稚園で気になる子などの支援のため、あすなろ学園が開発したCLM(チェックリストイン三重)を活用し、成長過程に応じた適切な途切れのない支援を行います。	こども保健福祉課
	各地区人権・同和教育推進協議会のイベント等の自主事業の開催支援	各地区人権・同和教育推進協議会が開催するイベント、学習会、研修会などへの教材や講師の紹介、指導・助言など、自主事業の開催支援を行い、各地域での人権教育・啓発活動の充実を図ります。	人権センター
	子どものための出前講座等の実施	保育園・幼稚園・学童保育所等からの申し出を受け、人権センター所有ビデオ等を使い、相手を思いやる大切さ、命の大切さ等を学ぶ出前講座を実施します。	人権センター
	学校人権教育リーダー養成研修会の実施	学校における人権学習や教職員・PTA研修会、「子ども人権フォーラム」等のファシリテーター（促進役）を担う教職員を育成します。	人権・同和教育課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)子どもの人権が尊重される環境づくりの推進	中学校ブロック人権文化創造事業の実施	全中学校区において小中学生を対象にした「子ども人権フォーラム」を実施します。	人権・同和教育課
	子ども人権文化創造事業【地域人権教育推進事業】の実施	人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）にて子ども・保護者の人権学習や仲間づくりのための活動を実施します。	人権・同和教育課
	ジェンダー平等教育出前講座事業の実施	希望する保育園や幼稚園、小・中学校等に対して講師を派遣し、ジェンダー平等教育の講座を開催して、子どもや保護者等への啓発を図ります。	男女共同参画課
	民間企業における人権意識の啓発を支援	市内の事業所が中心となり、人権課題の解決に向けた取組を推進するために結成された四日市人権啓発企業連絡会の活動を支援することで、民間企業の人権意識の啓発を促します。	商業勤労課
	子ども・子育て創造ディスカッション（仮称）の開催	【新規】子ども（主に学齢期）、親、子育て経験者、これから子育てに入る方が、それぞれの立場で将来の子ども、子育ての環境を考える「子ども・子育て創造ディスカッション（仮称）」の開催を検討します。	こども未来課
(2)心豊かでたくましく自立した子どもの育成	子どもの生活リズム向上事業の実施	「早ね早おき朝ごはん」市民運動の推進のもと、モデル園・校を指定し、子どもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。	こども未来課
	青年リーダーを育成する研修の実施	子ども会活動に関わるリーダー活動に必要な資質と能力の向上を図るためのジュニアリーダーやサブリーダー養成講習会を実施します。	こども未来課
	万引き・非行防止教室の実施	子どもを対象に、規範意識の高揚をめざし、出前講座を実施します。	こども未来課
	少年自然の家における体験活動の推進	様々な体験活動を通して、自己判断力、豊かな人間性、たくましい体力を身につけた子どもの成長を支援します。	こども未来課
	児童館における体験活動事業の実施	様々な創作活動、季節の行事、クッキング、戸外遊びを通して、子どもの社会性・創造性・体力の育成を支援します。	こども未来課
	こども四日市の実施	中心市街地を舞台に、職業体験等による「こどもによるこどものためのまちづくり」を実施し、子どもが自ら考え、行動する力を育むとともに、子ども同士の交流の場を提供します。	商業勤労課
	子ども人権文化創造事業【キッズ・スクール】の実施	人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）での体験教室や教養・文化・スポーツ活動への支援を行います。	人権・同和教育課
	自己実現支援事業【進路・就労につながる出会い・体験活動】の実施	人権プラザを拠点に子どもたちの将来の夢につながるモデルとの出会いや学習・体験活動を実施します。	人権・同和教育課
(3)家庭・地域における子育て力の向上	子どもの生活リズム向上事業の実施	(推施(2)より再掲)	こども未来課
	生活リズム出前講座の実施	子ども・子育てやその保護者を対象に、子どもの基本的な生活習慣の啓発・普及をめざし、出前講座を実施します。	こども未来課
	e ネット安心講座の実施	子どもやその保護者、青少年育成団体等を対象に、青少年の安全安心なインターネット利用環境の構築をめざし、出前講座を実施します。	こども未来課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(3)家庭・地域における子育て力の向上	青少年ネット被害・非行防止研修会の実施	保護者・教職員・青少年育成団体等を対象に、子どもを有害情報から守り、インターネットの正しい利用を進めるための研修会（講演会）を実施します。	こども未来課
	「家庭の日」啓発事業の実施	イベントや広報よっかいち等を通じて多くの市民に「家族の絆」・「家族のふれあい」を伝える啓発を行い、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の定着を図ります。	こども未来課
	家庭教育講座委託事業の実施	幼保小中のPTAや保護者会に対して、本事業を委託し、家庭の教育力向上をめざした講演会や研修会などの自主学習の実施を促進します。	こども未来課
	移動児童館事業の実施	児童館のない地域に出向き、遊びの指導や遊具貸出を行います。	こども未来課
	遊びボランティア・遊び名人バンク事業	児童向け行事への指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、遊びボランティア・遊び名人バンク登録者との連携を図りながら、制度の維持・充実を図ります。	こども未来課
	子ども・子育て創造ディスカッション（仮称）の開催	（推施(1)より再掲） 【新規】	こども未来課
(4)安全・安心な子どもの居場所づくりの推進	児童館における遊び場の提供	地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点となり、そのことを通して子どもの日常生活を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境整備を図りながら、子どもの安定した日常生活を支援します。	こども未来課
	学童保育所における児童の健全育成の推進	地域の運営委員会が設置・運営する学童保育所の支援を行い、放課後等における留守家庭児童の健全育成を図ります。	こども未来課
	子どもと若者の居場所づくり事業の推進	勤労者・市民交流センター及び市総合会館内において、軽運動や音楽活動、学習、憩い、語らいの場を提供し、青少年の自主的な活動を支援します。	こども未来課
	子ども広場の充実	子どもの安全な遊び場を整備する地域の活動に支援を行います。	こども未来課
	おもちゃ図書館事業の実施	おもちゃを通して、心身に障害のある子の情緒や生活機能の発達を促進させるとともに、健常児との交流を図れるように支援を行います。	こども保健福祉課
	子ども人権文化創造事業【子どもの居場所づくり活動支援】の実施	放課後等における人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）での子どもの主体的な学習や遊びへの支援を行います。	人権・同和教育課
(5)地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進	地域一体の補導活動事業の実施	中央補導員や地区補導員による補導活動などを行います。	こども未来課
	登下校時等の子どもの見守り活動の推進	地域の登下校安全指導員と地域、学校、行政が連携して、「こどもをまもるいえ」設置の推進・普及を図り、子どもの登下校時の安全安心を推進します。	こども未来課
	「こども110番みまもりたい」活動の推進	企業等の協力により、「こども110番みまもりたい」専用ステッカーを貼った車両が巡回し、子どもが犯罪に巻き込まれないよう防止、保護活動を実施します。	こども未来課
	有害情報等から子どもを守る啓発活動の推進	PTA連絡協議会と連携し、携帯電話やインターネットの適切な利用について研修会や出前講座を開催し適切な利用の啓発を行います。	こども未来課

(1) 社会的養護・支援の必要な子どもへのきめ細かな支援**現状と課題**

子育て家庭における状況は、家族の状況その他の事情により異なりますが、すべての家庭で一人ひとりの子どもが健やかに育つよう、子どもや家庭への支援の充実が求められています。

児童虐待については、児童相談所や本市の家庭児童相談室に入る身体的、性的、心理的、ネグレクトの相談件数は、年々増加しています。相談件数の増加は、全国における相談体制の整備や社会問題の表面化によることも背景にあると考えられます。

本市においては「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関や関係団体、地域と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、指導・助言、育児援助等による支援を行うなど、個別のケースに応じた適切な支援を行っています。

今後は、対応する職員の対応力向上を図るとともに、関係機関等との日々の連絡・連携を密に、情報の共有、ネットワークの強化を図り、よりきめ細かな対応が必要となっています。

ひとり親家庭については、生活の安定や自立への支援が必要です。このため本市では、児童扶養手当の支給や一人親家庭等医療費の助成など、経済的負担の軽減に取り組むとともに、家庭児童相談室の母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供などの相談支援を行い、また地域ではひとり親家庭福祉協力員が相談支援を行っています。また、ハローワークと連携をして就労による自立の支援を行っています。今後は、こうした支援の周知を図るとともに、ひとり親家庭に対するきめ細かな対応の充実が必要です。

心身の障害や発達に課題のある子どもについては、早期発見、早期療育が重要です。

本市では、妊娠期からの相談等の機会を通じて妊娠期間中の健康管理等の指導を行うとともに、産科医療機関と連携を図り、出産後早期から課題を把握し、必要な支援につなげています。また乳幼児期においては、障害の進行を未然に防止するため、健康診査や相談、訪問事業により、早期発見に努めるとともに、観察の必要な子どもには、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、適切な支援につなげています。

一方、心身の障害や発達に課題のある子どもの保育については、一人ひとりの特性に応じて保育園や幼稚園で保育を実施するとともに、専門的な療育が必要な子どもには、児童発達支援センターあけぼの学園において、親子通園を基本とした保育を実施しています。今後、あけぼの学園においては、地域の中核的な療育支援施設として、保育所等訪問支援事業をはじめとした児童発達支援センターの役割を強化する必要があり、発達障

害の発生頻度も上昇の傾向がみられることから、福祉・教育・医療の連携による支援強化に向けた機能的な施設の整備が求められています。

また、発達総合支援室では、保健師・保育士・心理判定員・幼稚園教諭・教員を配置して子どもの発達に関する相談窓口を一元化し、早期からの途切れのない支援につなげています。

施策の方向性

➤児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、関係機関との緊密な連携のもと、情報の収集及び共有化を図り、地域におけるきめ細かな対応ができる体制づくりを進めます。

➤職員の対応力向上を図るため、関係者への専門研修の充実に努めます。

＜(1)児童虐待防止対策の充実＞

➤ひとり親家庭の子どもへの健全な育成を図るため、ひとり親家庭の自立を促進するための子育て・生活支援、就労支援、経済的支援の充実に努めます。

＜(2)ひとり親家庭の自立支援の推進＞

➤心身の障害や発達に課題のある子どもの早期発見、早期療育を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や関係機関との連携により適切な支援を行います。

➤保健・医療・福祉・教育等の円滑な連携のもと、障害のある子どもや家庭に対する就学前からの途切れのない支援を行うとともに、専門的な療育が必要な子どもに対しては、児童発達支援センターあけぼの学園の機能強化に向けた施設整備を行い、子どもや家庭の支援強化を図ります。

＜(3)障害のある子どもや家庭への支援の充実＞

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)児童虐待防止 対策の充実	子どもの虐待防止対策事業の推進	子どもの虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、関係機関と連携を深め、情報の収集、共有を図り、きめ細かな対応を行います。また、子育て不安を解消するため、「子育て中の親支援プログラム」事業を実施します。	こども保健福祉課
	対応力向上のための専門研修	関係機関の対応力向上に向けて研修を実施し、支援強化を図ります。	こども保健福祉課
	家庭児童相談室における相談事業の実施	(基目1-基施(2)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	女性相談事業の実施	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議や関係機関との連携及び情報共有を行い、相談事業の充実を図ります。	男女共同参画課
	養育支援訪問事業の充実	(基目1-基施(2)-推施(1)より再掲)	こども保健福祉課
	乳児院・児童養護施設への支援	乳児院・児童養護施設エスぺランス四日市について専門的職員の配置などに対する助成を行ったり、運営協議会を通して、子どもの処遇向上の促進、円滑な運営の確保に努めます。	こども保健福祉課
	児童館における中高生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施	次世代の親となる思春期児童が、妊娠・出産等に関する知識を習得し、赤ちゃんやその家族とふれあうことで健全育成を図るとともに、将来、子育てに関わる時の貴重な予備体験として、育児不安からくる虐待の予防につなげることを目的として事業を実施します。事業実施にあたっては、子育て支援センターと共同で行います。	こども未来課
(2)ひとり親家庭 の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による生活相談の実施	家庭児童相談室の母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の父・母の精神的な悩みや自立に向けた相談を行います。	こども保健福祉課
	母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭・寡婦への支援	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子福祉センターにおいて相談業務や情報提供、技能習得講座を開設します。	こども保健福祉課
	母子生活支援施設利用者への支援	DVなど生活に支援の必要な母子を母子生活支援施設で保護し、母子家庭の自立促進を図ります。	こども保健福祉課
	自立を支援する就業支援給付の実施	雇用保険制度の指定教育訓練講座など市指定の講座を受講する人に対して、「自立支援教育訓練給付金」の支給や看護師等国家資格にかかる養成期間で2年以上のカリキュラムを修業する場合、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、ひとり親家庭の自立支援を推進します。	こども保健福祉課
	自立に向けた支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために「母子自立支援プログラム策定員」を配置し、ハローワークと連携を取りながら就労支援を実施します。	こども保健福祉課
	児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	こども保健福祉課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、保護者と児童が医療機関で診療を受けた時の保険診療にかかる自己負担分を助成します。	こども保健福祉課
	学童保育所保育料の軽減	(基目1-基施(2)-推施(4)より再掲)	こども未来課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	【新規】 ひとり親家庭等が疾病や急な残業などにより日常生活に支障をきたす場合、家庭生活支援員を派遣し、自立した生活が行えるよう、生活援助、子育て支援を実施します。	こども保健福祉課
(3)障害のある子どもや家庭への支援の充実	障害の予防・早期支援の推進	妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査を実施することで、発達上の課題を早期に発見し、関係機関と連携して、必要な支援につなげます。	こども保健福祉課
	特別支援保育体制の充実	公立保育園を中心に、支援が必要な子どもの受入れを進め、子どもの成長・発達の推進を図ります。	保育幼稚園課
	障害児通所支援事業の推進	障害のある子どもが身近な地域で、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを受けられるよう充実を図ります。	こども保健福祉課
	専門的支援が必要な児童への療育の充実	ことば・身体運動面・生活面など発達の遅れが心配な子どもにあけぼの学園の療育を通して、心身の基礎的発達を図ります。	あけぼの学園
	児童発達支援センターあけぼの学園の施設整備	【新規】 三重県立北勢きらら学園に隣接する県地区社会福祉事業用地を活用し、児童発達支援センターの移転整備と民間医療機関の誘致により、福祉・医療エリアと位置づけ、発達に課題のある子どもやその家族の支援強化を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設として整備を進めます。	あけぼの学園
	発達総合支援室における子どもの発達に関する相談・支援の実施	18歳までの子どもの発達に関する相談を実施し、早期からの途切れのない支援につなげます。	こども保健福祉課
	プロジェクトU-8事業の推進	ことばや対人関係・社会性、学習上の基礎的な能力に課題がある子どもに対し、早期に対応し、園や学校と連携を取りながら、自己肯定感を持って小学校への就学や学校生活を楽しく過ごせるように支援します。	こども保健福祉課
	就学相談・巡回相談支援事業の実施	障害のある子どもや発達に課題のある子どもとその保護者や教師等への巡回相談を行います。	こども保健福祉課 教育支援課
	障害児相談支援事業の推進	障害児通所支援を利用する時に、相談支援事業所において、障害児支援利用計画を作成し、適切なサービス利用と継続的な支援を行います。	こども保健福祉課
	あけぼの学園における保育園・学校等との連携の強化	【拡充】 ▽保育園・幼稚園や小学校などを訪問して、子どもが集団生活に適應できるような関わり方(工夫)などについての助言や支援を行います。 ▼保育所等訪問支援事業の充実を図るため、専門職の体制整備や支援のあり方について検討を進めます。	あけぼの学園
学童保育所障害児対応指導員配置への支援	学童保育所における障害のある児童の受入れのため、障害児対応の専任指導員の加配にかかる費用を学童保育所に支援します。	こども未来課	

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(3)障害のある子どもや家庭への支援の充実	学童保育所指導員研修事業の充実	学童保育所指導員を対象に、発達障害などの障害のある児童対応に関する研修会を実施します。	こども未来課
	居宅介護、短期入所、日中一時支援等事業	障害のある方の自立支援や保護者のレスパイトを目的に、ホームヘルパーを派遣したり施設で障害のある方を一時的にお預かりします。	障害福祉課
	特別児童扶養手当の申請受付等	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される国の手当に対し、手続きの受付を行います。	こども保健福祉課
	障害児福祉手当の支給	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満の方を対象に支給します。	障害福祉課
	市重度障害者手当の支給	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを持っている方を対象に支給します。	障害福祉課
	障害者医療費の助成	重度の障害のある方が病院などで支払った医療費の自己負担金を助成します。	障害福祉課
	育成医療の給付	身体に障害や疾患があり、手術等の医療により、確実な治療効果が期待される児童に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
	小児慢性特定疾病医療費の申請受付等	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及、家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療の給付等を行う事業に対し、手続きの受付を行います。	こども保健福祉課
	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病に罹患している方へ、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台などの日常生活用具を給付します。	こども保健福祉課
	補装具費の支給	身体に障害のある方に、その障害を補うための義足や車いすなどの購入や修理に要する費用を支給します。	障害福祉課
日常生活用具の給付	重度の身体障害や知的障害のある方の日常生活を容易にするため、特殊マットや拡大読書器などの用具を給付します。	障害福祉課	

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実

現状と課題

安心して出産・育児を迎えるためには、妊娠期から妊婦の心身の健康を確保し、安心して過ごせる環境が大切です。

本市では、妊婦の健康の保持増進と経済的不安の軽減等を図り、安全で安心して妊娠・出産できるよう、母子健康手帳交付時に三重県内の医療機関や助産所で受診できる公費負担の妊婦健康診査票を14回分交付しており、すべての妊婦が適切に健診を受診し、適切な健康管理のもとで出産を迎えられるよう保健指導を行うとともに、相談先や出産後の支援サービスについての周知を行っています。

また、妊娠・出産期における不安やストレスを解消することが大切であることから、早期の妊娠届出を勧奨するとともに、母子健康手帳交付時や育児学級等の機会に助言・指導を行い、支援の必要な妊婦に対しては電話相談や訪問指導を継続して行い、出産後の支援につなげています。

さらに出産後においては、生後4か月までの乳児の家庭を全戸訪問して産後の経過を把握し、育児の相談や助言・指導を行うとともに、育児相談や乳幼児健康診査等を活用し、途切れのない相談支援を行っています。

一方、アンケート調査では「妊娠から乳児期の健診や相談」の充実を期待する意見もあり、今後も、妊娠期から育児や養育面において支援を必要とする人や産後ケアの支援が必要な人を把握し、早期から関係機関等と連携しながら、不安や悩みの軽減、問題解決に、より一層努めることで、安心して出産・育児につなげられる支援が必要です。

施策の方向性

➤安全・安心のもとで妊娠、出産を迎えられるよう、健康診査や健康相談、育児学級等の充実を図るとともに、不妊に悩む人に対する支援を行います。また母体又は児におけるリスクの高い妊婦の安全を図るため、関連施設との連携に努めます。

＜(1)安全な妊娠・出産への支援の充実＞

➤妊娠や育児において不安や悩みを抱える人、産前産後に相談できる人がいないため孤立して育児をしなければならない人など、支援が必要な人を把握し、関係機関等と連携しながら、不安や悩みの軽減、適切な支援に取り組みます。

＜(2)妊娠期からの途切れのない相談体制の充実＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)安全な妊娠・ 出産への支援の 充実	妊婦一般健康診査事業の実施	安全な分娩と健康な子の出生のため、医療機関に委託して健康診査を実施します。妊娠期から医療機関と連携することにより、早期に育児支援や医療等の個別の支援が必要な保護者や乳児を把握し、相談・支援を行います。	こども保健福祉課
	母子健康手帳の交付	妊娠初期から母子健康手帳及び妊婦一般健康診査の受診票を交付することで、妊婦自身の母性意識及び健康意識の向上を図り、安全な出産につなげます。また、産前・産後の相談先について情報提供を行い、出生後の早期支援に結び付けます。	こども保健福祉課
	育児学級「パパママ教室」の開催	妊婦とその家族を対象に、妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の健全な育成を図ります。	こども保健福祉課
	産前・産後サポート事業	【新規】 妊産婦の家庭や地域での孤立感や育児不安の解消を図り、安心して赤ちゃんとの生活を送ることができるよう、保健師等が重点的に家庭訪問等による相談支援を行う。	こども保健福祉課
	不妊治療への支援	不妊症で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、不妊症治療に要する費用の一部を助成します。また、県の事業である特定不妊治療費助成事業に対し、申請の受付を行います。	こども保健福祉課
	不育症治療費の助成	【新規】 妊娠しても流産・死産あるいは新生児死亡を繰り返して、生児を得ることができない不育症で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、不育症治療に要する費用の一部を助成します。	こども保健福祉課
(2)妊娠期からの 途切れのない相談 体制の充実	妊産婦・乳幼児相談の実施	妊娠中から、妊娠届出時の相談や育児教室を通じて相談先を周知・啓発し、出産後も適切に電話相談や育児相談事業の利用につなげることで、育児不安の予防及び解消を図ります。	こども保健福祉課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(2) 妊娠期からの 途切れのない相 談体制の充実	妊産婦・乳幼児訪問指導 の実施	妊娠・出産・育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関と連携して適切な支援を提供することで、保護者の育児不安の解消に努めます。	こども保健福 祉課
	こんにちは赤ちゃん訪 問事業の実施	おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭を赤ちゃん訪問員等が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども保健福 祉課
	親子支援事業「パンダひ ろば」の実施	【新規】 生後6か月未満の乳児を持つ保護者同士が、育児に関する不安や悩みを共有し、気軽に保健師等に相談できるようにすることで、乳児家庭の孤立感を軽減するとともに、親子の絆づくりと仲間づくりを目的として実施します。	こども保健福 祉課
	育児相談事業の実施	乳幼児の発育発達支援及び保護者への育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行います。	こども保健福 祉課
	心理発達相談事業の実 施	健診や相談の内容により、乳幼児の心身の発達・保護者の育児不安などに対して、心理発達相談員が、相談及び指導を行い、専門機関の紹介を行うことにより、乳幼児の健康増進、保護者への育児支援を図ります。	こども保健福 祉課
	子育て支援事業での育 児相談事業の実施	各子育て支援センターや保育園のあそぼう会に保健師等が出向き、育児等の相談を行っています。	こども保健福 祉課
	親子教室「ラッコ」、「イ ルカ」の開催	各種健診・相談において、発達の課題や育児不安が疑われる幼児と保護者を対象に、定期的な集団指導を行うことにより、児の発達を促すための適切な関わり方を学ぶ機会を設け、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門機関へつなぎます。	こども保健福 祉課

(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進

現状と課題

生涯を通じ健康に暮らしていくためには、妊娠期や乳幼児期からの健康管理や疾病予防が重要であるとともに、望ましい生活習慣を身につけることが必要です。

本市では、妊娠期における妊婦の健康診査をはじめ、出産後における乳児一般健康診査（4か月児・10か月児）、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査における発達の内容となる月齢で健康診査を実施することで、疾病等の早期発見、早期治療につなげるとともに、未受診児に対しては関係機関等と連携して状況を把握し、適切な支援につなげています。さらに、産婦に対しては電話相談や訪問指導による継続した支援を行うとともに、幼児歯みがき教室や各種定期予防接種を実施し感染症の流行を防ぎ、子どもの健康確保に努めています。

また、健康の保持増進を図るため、妊娠期から乳幼児期、学童期において、望ましい食習慣や子どもの適切な生活習慣を実践していくことが大切です。

本市では、こんにちは赤ちゃん訪問事業や育児相談、離乳食教室等により、乳児家庭の状況を把握し、育児に関する助言や指導、情報提供を行い、必要な支援につなげています。また、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校が連携し、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣が身につけられるよう、食の大切さの理解や早ね早おき朝ごはんの啓発等に取り組んでいます。

施策の方向性

➤乳幼児の健康診査や予防接種により健康の確保に努めるとともに、乳幼児や妊産婦の歯科保健対策の充実を図ります。

＜(1)乳幼児の健康診査・予防接種等の充実＞
＜(2)乳幼児期からの歯科保健対策の充実＞

➤親と子の健康の保持増進を図るため、望ましい食習慣、子どもの基本的な生活習慣の定着が図られるよう啓発及び保護者への相談、指導を行います。

＜(3)望ましい生活習慣の推進＞

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)乳幼児の健康診査・予防接種等の充実	乳児一般健康診査（4か月児・10か月児）の実施	4か月児、10か月児を対象に、健康診査（医療機関委託）を実施し、成長や育児の確認をするとともに、問題を早期に発見し、適切な措置につなげます。	こども保健福祉課
	1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月児を対象に健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、生活や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	こども保健福祉課
	3歳児健康診査の実施	3歳児を対象に、健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見するとともに、生活習慣の自立や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	こども保健福祉課
	予防接種の実施	感染症の予防と流行阻止のために予防接種法で定められた予防接種を行うとともに、任意予防接種であるおたふくかぜについて、接種費用を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども保健福祉課
	かかりつけ医の推進・健康相談等の周知	病気やけが時の医療や日常の健康相談を受け持つかかりつけ医を持つことをすすめるとともに、急病や受診の判断に迷う場合等の医療機関案内や相談機関の周知に努めます。	健康福祉課 保健予防課 こども保健福祉課
(2)乳幼児期からの歯科保健対策の充実	デンタルマタニティスクールの実施	妊婦を対象に、歯の自己管理、子どもの歯の特性の啓発、歯垢清掃などを行い、健全な歯の育成を支援します。	こども保健福祉課
	幼児歯みがき教室「歯八八の教室」の開催	2歳から4歳未満の幼児と保護者を対象に、むし歯予防の啓発と指導を行い、乳歯・永久歯の健全な育成、保持を図ります。	こども保健福祉課
	育児相談事業の実施	乳幼児の発育発達支援及び保護者などへの育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行います。	こども保健福祉課
(3)望ましい生活習慣の推進	乳幼児食教室の開催	乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の食生活の指導を通じて、児の健やかな成長を支援します。	こども保健福祉課
	妊産婦・乳幼児相談の実施	（基施(1)-推施(2)より再掲）	こども保健福祉課
	乳幼児訪問指導の実施	（基施(1)-推施(2)より再掲）	こども保健福祉課
	育児相談事業の実施	（推施(2)より再掲）	こども保健福祉課
	子どもの生活リズム向上事業の実施	「早ね早おき朝ごはん」市民運動の推進のもと、モデル園・校を指定し、子どもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。	こども未来課

(1) 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

女性の就労意向の高まりや、雇用形態の多様化、経済的な理由等により、女性の就業者は増加しています。また出産後に育児休業制度を利用して働き続ける女性の数も増えています。一方で、出産や育児のために離職する人も少なくなく、アンケート調査では、女性が育児休業を取得していない理由として、子育てや家事に専念するため退職したと回答した人が過半数を占めていますが、職場の環境を理由に挙げる人も少なくありません。

女性の力を広く活用し、活力のあるまちづくりを進めていくことが求められる中、「仕事と生活の調和の実現」をめざす、ワーク・ライフ・バランスの対策はますます重要になっています。

また、子育て期にある男性の長時間労働の割合は依然として高く、父親の子育てへの参画に関する意識は高まりつつあるものの、男性の育児休業取得率は極めて低く、子育て期の父親が家事や育児にかかる時間は少ない状況と言えます。

本市では、民間企業を対象にした講演会や研修会を実施しており、休暇制度の新設や見直しを行った企業もありますが、全般的にはワーク・ライフ・バランスについての理解と認識が十分浸透したとは言えない状況にあります。

今後、関係機関や関係団体との連携を密にし、個々の事業所へのアドバイザーの派遣などにより、事業者等の意識改革を促進し、働きながら子育てができる環境づくりの支援や啓発が必要となっています。

また、女性が社会で活躍するには、男性の理解と協力が不可欠です。これまで子育ては母親・女性の役割という意識が強くありましたが、近年では「イクメン」という言葉で表現されるように、男性の育児への参画が進んできており、アンケート調査でも、主に母親が子育てを行っている家庭が前回調査の88.6%から50%台と大幅に下がってきています。

本市では、子育てに意欲のある男性を対象に、「父親の子育てマイスター」養成講座を開催し、修了者の活動の場も広がりつつありますが、子育てに意欲のある男性に限らず、今後も、男性が積極的に育児に取り組み、男女が共に子育てを行うという意識の啓発、普及が必要です。

施策の方向性

➤ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業に対する推進企業の事例紹介や情報提供、意識啓発の働きかけを行います。

＜(1)ワーク・ライフ・バランスの促進＞

➤男性を対象とした子育てに関する体験講座や学習等の機会を提供し、男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及に努めます。

＜(2)男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)ワーク・ライフ・バランスの促進	ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施	【新規】 ワーク・ライフ・バランスを進めるために、企業に対し外部講師による出前講座等を実施します。	男女共同参画課
	ワーク・ライフ・バランス推進企業の事例紹介	市ホームページや情報紙等で推進企業の事例を紹介します。	男女共同参画課
	企業への子育て支援環境づくりの啓発	四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰制度を活用し、企業等に対して各種制度の導入を促すことで、子育て支援環境の充実を啓発します。	商業勤労課
	企業に対する妊産婦の健康管理の啓発	母子健康手帳交付時に、就業中の妊婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行い、安全な妊娠・出産のための健康管理について啓発します。	こども保健福祉課
	事業所内保育への支援	(基施(2)-推施(1)より再掲) 【新規】	保育幼稚園課
(2)男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及	父親の子育てマイスター養成講座事業の実施	父親の子育てに関する養成講座（修了者には「父親の子育てマイスター」に認定）を実施し、男女が一緒に育児を行うことの喜びや大切さの啓発を行うと同時に、働く父親の交流を促進し、育児への参画意識を高めるとともに、職場への還元の機会としてもらえるよう養成講座の展開を図ります。	こども未来課
	学習機会提供事業の実施	男性向けの育児や家事に関する講座を開催し、子育てに関する学習機会や情報提供を行うことで、男性の参画を推進します。	男女共同参画課
	育児学級「パパママ教室」の開催	妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の保護育成、育児支援を行います。	こども保健福祉課

(2) 働きやすい環境の充実

現状と課題

核家族世帯や女性就業人口の増加による共働き家庭の増加などにより、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスへのニーズも高まっています。また、就労形態も変化しているため、多様な子育て支援サービスの充実が必要となっています。

こうした状況の中、本市では、低年齢児における通常保育サービスの拡充や、多様な就労形態に対応する延長保育や休日保育、短時間保育、一時保育、病児・病後児保育などの充実や学童保育所の支援、放課後の安全な居場所づくりなどに努めてきましたが、アンケート調査では、延長保育や一時保育、病児・病後児保育、学童保育所の充実に対する期待の意見が上位となっていることから、より一層の充実が求められています。

一方、ますます多様化する保護者の働き方に対して、保護者がニーズに合ったサービスを選択し、適切なサービスが利用できるよう情報提供の充実を図り、安心して働くことができる環境を整備する必要があります。

施策の方向性

➤保護者の就労状況やニーズに応じてサービスを選択することができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実	事業所内保育への支援	【新規】 子育てしながら企業で働き続けられるよう、企業が整備する認可を受けた事業所内保育に対して支援を行います。	保育幼稚園課
	低年齢児の利用児童増加に伴う保育所定員枠の拡充	【拡充】 認可保育所において、通常保育の定員枠の拡充を行い、低年齢児の利用児童の受入れを進め、待機児童の解消を図ります。	保育幼稚園課
	保育所乳児保育事業の拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における乳児保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所延長保育事業の拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における延長保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所休日保育事業の拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における休日保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課

具体的施策	主な取組	取組の概要	担当課
(1)多様なニーズに 応じた子育て 支援サービスの 充実	保育所一時保育事業の 拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における一時保育事業の実施園を増やして いきます。	保育幼稚園課
	幼稚園における一時預 かり事業の実施	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【新規】 新たな制度に移行する私立幼稚園において、通常保育 終了後に在園児の一時預かりを実施し、保護者に対す る育児支援及び子どもの健全育成を図ります。	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業の 拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼病児・病後児保育を拡充するため、医療機関の協力 を得ながら、新たな形態も視野に検討を進めます。	こども未来課
	地域型保育事業の実施	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【新規】 少人数単位で低年齢児を預かる認可を受けた地域型保 育事業の実施施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課
	認可外保育施設への支 援	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲)	保育幼稚園課
	ファミリー・サポート・ センター事業の実施	(基目 1-基施(2)-推施(1)より再掲) 【継続・充実】	こども未来課
	子育て支援ショーツス テイ事業の充実	(基目 1-基施(2)-推施(1)より再掲) 【継続・充実】	こども保健福 祉課
	ひとり親家庭等日常生 活支援事業の実施	(基目 2-基施(1)-推施(2)より再掲) 【新規】 ひとり親家庭等が疾病や急な残業などにより日常生 活に支障をきたす場合、家庭生活支援員を派遣し、自立 した生活が行えるよう、生活援助、子育て支援を実施 します。	こども保健福 祉課
	学童保育所支援の推進	(基目 1-基施(2)-推施(1)より再掲) 【継続・充実】	こども未来課

第4章 主要事業5年間の実施計画

1 教育・保育提供区域の設定

本計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育て支援法に位置づけられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

四日市市では、中学校区の組み合わせによる3つのブロックを基本として区域を設定しますが、地域子ども・子育て支援事業は、広域的な利用の実態や各事業の性質が異なることから、事業ごとに区域を設定しています。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。

対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	幼稚園 保育園 認定こども園 地域型保育事業	3ブロック
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業	3ブロック
	(2) 一時預かり事業	3ブロック
	(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	3ブロック
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	(5) 病児・病後児保育事業	市全域
	(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	小学校区
	(8) 利用者支援事業	市全域
	(9) 妊婦健康診査	市全域
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	市全域
	(11) 養育支援訪問事業	市全域

〔3つのブロック設定図〕

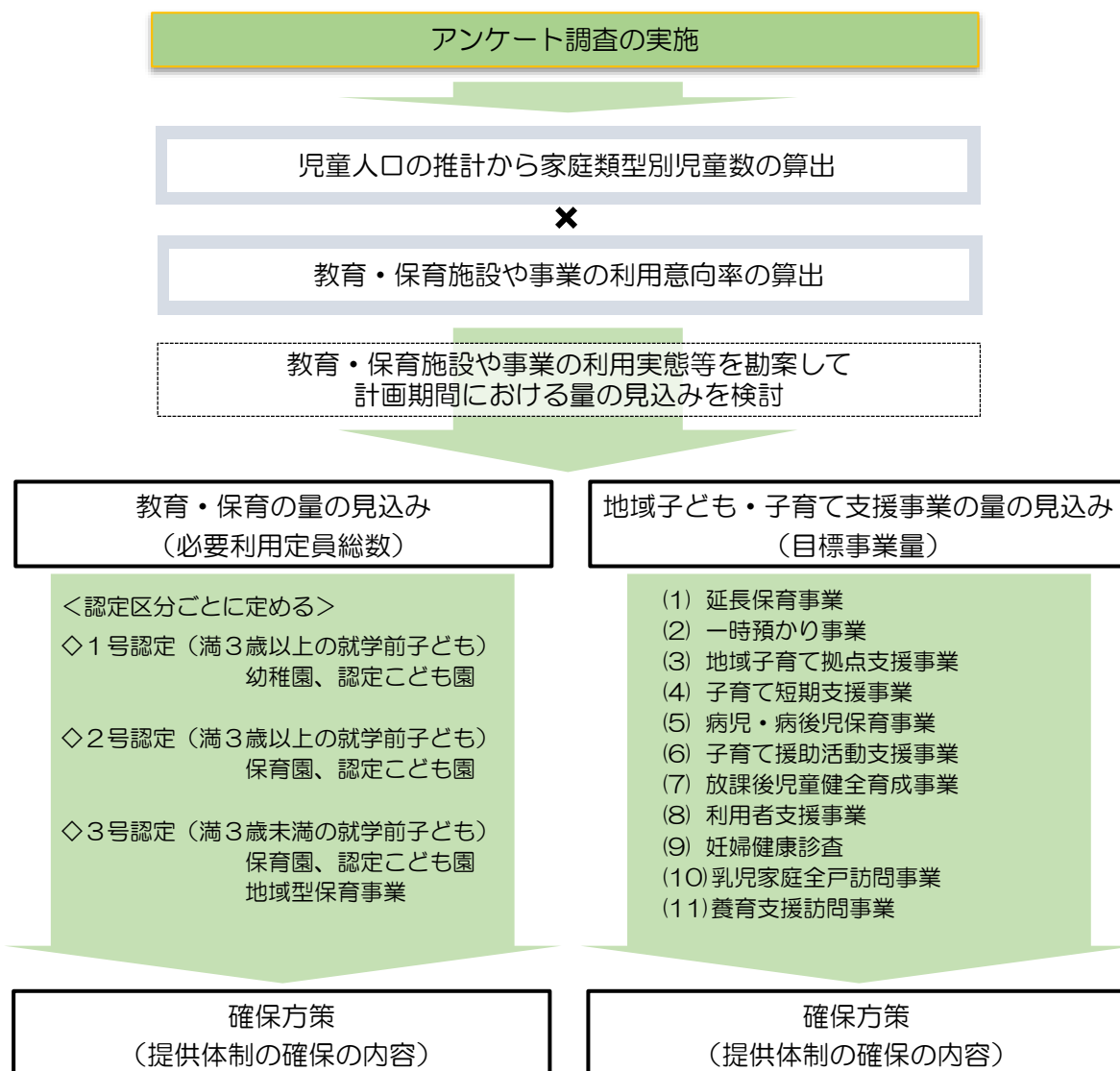


ブロック	中学校区名
1	富洲原、富田、朝明、西朝明、保々、羽津、山手、大池
2	橋北、中部、港、常磐、三重平、三滝、桜
3	塩浜、楠、南、笹川、西笹川、内部、西陵

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保方策の設定にあたって

平成 25 年 11 月に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査の結果をもとに、教育・保育施設や事業の利用実態や現在の施設の状況を勘案して、本計画の期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、「確保方策」を検討しました。



(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容について

①教育・保育の利用実績の推移

● 幼稚園

幼稚園は、学校教育法で位置づけられており、満3歳から小学校入学までの子どもが対象とされる「学校」です。入園年齢は、私立幼稚園は満3歳（一部、園で異なります。）、市立幼稚園は4歳となりますが、様々な遊びを中心とした教育を受けて、小学校以降の学習の基礎を培います。

現在、利用児童数は、私立幼稚園で増加しているものの、市立幼稚園では減少しており、市全体の利用児童数で見ると減少傾向となっています。

(各年度 10月1日現在の市内在住の利用児童人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市立幼稚園	1,393	1,272	1,196	1,237	1,088
私立幼稚園	3,166	3,234	3,219	3,276	3,300
合計	4,559	4,506	4,415	4,513	4,388
施設数	37	37	36	37	37

● 保育園(所)

保育園は、児童福祉法で位置づけられており、保育が必要な小学校入学前の子どもの保育を行う児童福祉施設です。

現在、利用児童数は、平成22年以降、0歳児、1・2歳児の増加により、市全体でも増加の傾向となっています。

(各年度 10月1日現在の市内在住の利用児童人数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	178	235	238	261	256
1・2歳児	1,208	1,215	1,319	1,371	1,486
3歳以上	3,162	3,160	3,117	3,159	3,126
合計	4,548	4,610	4,674	4,791	4,868
施設数	50	49	49	50	51

(各年度 10月1日現在の待機児童の人数)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	21	21	21	31
1・2歳児	14	30	25	20
3歳以上	0	0	0	0
合計	35	51	46	51

②量の見込みと提供体制の確保の内容

平成 27 年度					平成 28 年度				
市全体		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		4,816	2,887	367	1,821	4,791	2,884	362	1,789
②提供体制の確保 の内容	幼稚園、保育園、認定こども園	2,570	3,218	323	1,651	2,570	3,218	335	1,671
	確認を受けない幼稚園(※1)	3,838				3,838			
	地域型保育事業			20	75			20	75
②-①		1,592	331	▲ 24	▲ 95	1,617	334	▲ 7	▲ 43
保育利用率(%) (※2)		25.5			26.1				

第1ブロック					第1ブロック				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		2,114	1,101	161	682	2,114	1,104	160	674
②提供体制の確保 の内容	幼稚園、保育園、認定こども園	980	1,195	122	654	980	1,195	128	654
	確認を受けない幼稚園(※1)	1,664				1,664			
	地域型保育事業			13	43			13	43
②-①		530	94	▲ 26	15	530	91	▲ 19	23

第2ブロック					第2ブロック				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,590	722	110	542	1,553	710	108	526
②提供体制の確保 の内容	幼稚園、保育園、認定こども園	730	906	91	449	730	906	94	459
	確認を受けない幼稚園(※1)	1,314				1,314			
	地域型保育事業			7	32			7	32
②-①		454	184	▲ 12	▲ 61	491	196	▲ 7	▲ 35

第3ブロック					第3ブロック				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,112	1,064	96	597	1,124	1,070	94	589
②提供体制の確保 の内容	幼稚園、保育園、認定こども園(市内)	860	1,037	100	508	860	1,037	103	518
	幼稚園、保育園、認定こども園(市外)		80	10	40		80	10	40
	確認を受けない幼稚園(※1)	860				860			
	地域型保育事業								
②-①		608	53	14	▲ 49	596	47	19	▲ 31

(人)

平成 29 年度

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
4,712	2,832	359	1,789		
2,570	3,218	356	1,716		
3,838					
		20	75		
1,696	386	17	2		

27.0

平成 30 年度

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
4,683	2,814	357	1,780		
2,570	3,218	356	1,716		
3,838					
		20	75		
1,725	404	19	11		

27.3

平成 31 年度

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
4,630	2,782	353	1,766		
2,570	3,218	356	1,716		
3,838					
		20	75		
1,778	436	23	25		

27.5

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
2,089	1,089	160	681		
980	1,195	134	654		
1,664					
		13	43		
555	106	▲ 13	16		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
2,096	1,095	160	681		
980	1,195	134	654		
1,664					
		13	43		
548	100	▲ 13	16		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
2,087	1,089	159	680		
980	1,195	134	654		
1,664					
		13	43		
557	106	▲ 12	17		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
1,516	689	106	525		
730	906	105	489		
1,314					
		7	32		
528	217	6	▲ 4		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
1,498	683	105	519		
730	906	105	489		
1,314					
		7	32		
546	223	7	2		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
1,465	668	103	513		
730	906	105	489		
1,314					
		7	32		
579	238	9	8		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
1,107	1,054	93	583		
860	1,037	107	533		
	80	10	40		
860					
613	63	24	▲ 10		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
1,089	1,036	92	580		
860	1,037	107	533		
	80	10	40		
860					
631	81	25	▲ 7		

1号		2号		3号	
3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳
1,078	1,025	91	573		
860	1,037	107	533		
	80	10	40		
860					
642	92	26	0		

③提供体制の確保内容の考え方

現状の提供体制で不足する需要について、0歳児分は既存園の定員の拡充で提供体制を確保するとともに、1・2歳児分については平成29年度の幼保一体化園の開設及び地域型保育事業により、提供体制の確保に努めます。

※1 「確認を受けない幼稚園」…新たな制度に移行しない（又は移行の時期が未定）で、これまでの制度のまま運営する幼稚園の定員数も1号の確保に含めて設定しています。

※2 「保育利用率」…各年度における0～2歳児の人口の推計人数に対する3号「0歳、1・2歳」の利用定員数（②提供体制の確保の内容）の割合。

※共働き家庭等（保育の必要性のある家庭）における教育ニーズの高い量の見込みと確保方策は1号に含めて設定しています。

④教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持ち、就学前の教育・保育を一体的に提供を行うとともに、保護者の就労状況の変化に柔軟に対応し、通いながれた園を継続して利用できる施設として、幼保連携型認定こども園があります。

これまで、あまり普及が進まなかった幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度により、認可・指導監督や財政措置が一本化され、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられました。

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援においては、幼児期の教育・保育の役割が極めて重要であり、乳幼児期における子どもの発達段階に応じて必要な教育・保育環境を確保する必要があります。

本市には、昨今の少子化の進行により、園児が著しく減少した園において、集団教育・保育を確保するために設置した幼保一体化園が1園ありますが、今後も、子ども同士が集団の中で育ちあうことができる就学前の教育・保育を確保するため、幼稚園や保育園の適正な配置に関することや、幼保一体化園や認定こども園など、教育・保育の一体的な提供施設の整備の検討を進めます。

また、質の高い就学前教育・保育の提供を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修や交流の機会を確保し、相互理解を一層高めるとともに、乳幼児期から就学前の一貫したカリキュラムの充実や、幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携し、小学校への円滑な接続を見通した教育・保育を推進します。

一方、地域型保育事業においては、満3歳未満の子どもに適切な保育が実施され、その後、保育園等との適切な連携体制の確保により、地域型保育事業の保育の提供終了後も継続的に教育・保育を受けることができるように支援を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定にあたっては、教育・保育の量の見込みと同様の方法で設定し、確保方策を検討しました。

(1) 延長保育事業

在園児を対象に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行います。

■提供区域 3ブロック

■利用実績の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	22	22	22	23	24
利用児童数（人）	192	196	180	191	194

①市全体の量の見込みと提供体制の確保の内容

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 体	①量の見込み(目標事業量)	315	313	310	307	304
	②提供体制の確保の内容	229	229	265	265	308
	②-①	▲86	▲84	▲45	▲42	4

②各区域の量の見込みと提供体制の確保の内容

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 1 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	126	126	125	125	125
	②提供体制の確保の内容	82	82	98	98	125
	②-①	▲44	▲44	▲27	▲27	0
第 2 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	93	91	90	89	87
	②提供体制の確保の内容	78	78	90	90	90
	②-①	▲15	▲13	0	1	3
第 3 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	96	96	95	93	92
	②提供体制の確保の内容	69	69	77	77	93
	②-①	▲27	▲27	▲18	▲16	1

③提供体制の確保内容の考え方

保育士2～3名体制で提供できる量を勘案し、平成 27 年度から新たに延長保育の実施園を1園増やして25園で実施します。

(2) 一時預かり事業

● 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（現：預かり保育）

通常保育終了後に在園児の一時預かりを実施し、保護者に対する育児支援及び子どもの育成を図ります。

■提供区域 3ブロック

■利用実績 年間延べ 52,000 人（平成 25 年度）

①市全体の量の見込みと提供体制の確保の内容

（年間延べ人数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 体	①量の見込み(目標事業量)	55,540	55,364	54,332	54,134	53,502
	②提供体制の確保の内容	53,261	53,261	54,461	55,361	55,361
	②-①	▲2,279	▲2,103	129	1,227	1,859

②各区域の量の見込みと提供体制の確保の内容

（年間延べ人数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 1 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	25,962	26,030	25,680	25,819	25,676
	②提供体制の確保の内容	25,366	25,366	25,866	25,866	25,866
	②-①	▲596	▲664	186	47	190
第 2 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	17,514	17,208	16,707	16,571	16,206
	②提供体制の確保の内容	17,828	17,828	17,828	17,828	17,828
	②-①	314	620	1,121	1,257	1,622
第 3 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	12,064	12,126	11,945	11,744	11,620
	②提供体制の確保の内容	10,067	10,067	10,767	11,667	11,667
	②-①	▲1,997	▲2,059	▲1,178	▲77	47

③提供体制の確保内容の考え方

私立幼稚園における現行の預かり保育と、新制度に移行する私立幼稚園等に対して市が委託する一時預かり事業で実施します。

● 保育園等における一時預かり

日常生活上の保護者の突発的な事情や、心理的・身体的負担を軽減するため、保育園等で一時的な預かり保育を行います。

■提供区域 3ブロック

■利用実績の推移

(年間延べ人数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園の一時保育	5,295	6,322	4,898	5,382	5,132
ファミサポ(就学前)	1,460	2,460	1,829	1,377	1,306
一時保育実施園数	11	11	13	13	14

※ファミサポ…ファミリー・サポート・センター事業をいう。

①市全体の量の見込みと提供体制の確保の内容

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全体	①量の見込み(目標事業量)	10,621	10,565	10,488	10,427	10,340
	②提供体制の確保の内容	10,695	10,781	11,592	11,687	11,787
	保育園の一時保育	8,880	8,880	9,600	9,600	9,600
	ファミサポ(就学前)預かり	1,815	1,901	1,992	2,087	2,187
	②-①	74	216	1,104	1,260	1,447

②各区域の量の見込みと提供体制の確保の内容

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第1ブロック	①量の見込み(目標事業量)	5,779	5,767	5,757	5,756	5,732
	②提供体制の確保の内容	5,082	5,119	5,877	5,917	5,959
	保育園の一時保育	4,320	4,320	5,040	5,040	5,040
	ファミサポ(就学前)預かり	762	799	837	877	919
	②-①	▲697	▲648	120	161	227
第2ブロック	①量の見込み(目標事業量)	1,345	1,317	1,294	1,280	1,257
	②提供体制の確保の内容	1,985	2,010	2,038	2,066	2,096
	保育園の一時保育	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	ファミサポ(就学前)預かり	545	570	598	626	656
	②-①	640	693	744	786	839
第3ブロック	①量の見込み(目標事業量)	3,497	3,481	3,437	3,391	3,351
	②提供体制の確保の内容	3,628	3,652	3,677	3,704	3,732
	保育園の一時保育	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	ファミサポ(就学前)預かり	508	532	557	584	612
	②-①	131	171	240	313	381

③提供体制の確保内容の考え方

保育士2～3名体制で提供できる量を勘案し、平成27年度から新たに一時保育の実施園を1園増やして25園で実施します。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

育児負担の軽減と育児不安の解消を目的として、乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流や、子育てについての相談、情報提供等を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

(年間延べ人数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数(保護者)	33,420	37,759	35,559	40,246	40,906
利用者数(児童)	39,602	44,458	41,949	48,479	47,944
利用者数 合計	73,022	82,217	77,508	88,725	88,850
実施施設数	12	12	13	16	16

①市全体の量の見込みと提供体制の確保の内容

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 体	①量の見込み(目標事業量)	96,717	99,726	103,781	108,370	112,747
	②提供体制の確保の内容	17 施設 91,472	19 施設 96,584	20 施設 101,646	21 施設 105,455	22 施設 115,508
	②-①	▲5,245	▲3,142	▲2,135	▲2,915	2,761

②各区域の量の見込みと提供体制の確保の内容

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 1 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	26,523	28,451	30,832	33,636	36,425
	②提供体制の確保の内容	7 施設 25,929	8 施設 28,485	8 施設 29,738	8 施設 29,738	9 施設 38,538
	②-①	▲594	34	▲1,094	▲3,898	2,110
第 2 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	30,195	30,163	30,866	31,411	31,830
	②提供体制の確保の内容	4 施設 28,999	4 施設 28,999	5 施設 31,555	5 施設 32,808	5 施設 32,808
	②-①	▲1,196	▲1,164	689	1,397	978
第 3 ブ ロ ッ ク	①量の見込み(目標事業量)	39,999	41,112	42,082	43,323	44,492
	②提供体制の確保の内容	6 施設 36,544	7 施設 39,100	7 施設 40,353	8 施設 42,909	8 施設 44,162
	②-①	▲3,455	▲2,012	▲1,729	▲414	▲330

③提供体制の確保内容の考え方

第1ブロックでは平成 28 年度及び平成 31 年度に 1 施設ずつ、第2ブロックでは平成 29 年度に 1 施設、第3ブロックでは平成 28 年度及び平成 30 年度に 1 施設ずつ開設することで提供体制を確保します。開設にあたっては、ブロックごとの需要に合わせた施設類型の子育て支援センターを開設します。

〈施設類型〉 単独型：子育て支援センター機能のみを有する施設

併設型：保育園、医療機関等に子育て支援センター機能を持たせた施設

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の事情により養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合等に、施設において子どもを一時的に養育又は保護を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実利用者数（人）	42	17	16	10	27
延べ利用者数（人）	187	138	89	52	141

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（目標事業量）	200	200	200	200	200
②提供体制の確保の内容	200	200	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0

②提供体制の確保内容の考え方

利用希望が増加傾向にあることや、利用希望日の重複や施設での感染症の蔓延等による受入れ困難なケースの実態も考慮し、平成 26 年度から新たに 1 か所の児童養護施設・乳児院と契約を行うとともに、平成 26 年度延べ利用人数 170 人（見込み）に、新たに延べ 30 人の利用枠を確保し、延べ 200 人の提供体制の確保に努めます。

(5) 病児・病後児保育事業

保護者の就労等の都合により、保育園や幼稚園、小学校に通っている児童が病気又は病気の回復期にあるが、まだ集団生活に不安がある間、一時的に児童の保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用者数(人)	242	296	255	351	401
延べ利用者数(人)	1,052	1,284	1,419	1,412	1,650
一日平均利用者数(人)	3.8	4.6	5.1	5.0	5.8

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(目標事業量)	3,161	3,139	3,105	3,084	3,052
②提供体制の確保の内容	1,650	1,650	3,300	3,300	3,300
②-①	▲1,511	▲1,489	195	216	248

②提供体制の確保内容の考え方

市内における新たな病児・病後児保育室の形態を模索しつつ、市内医療機関の協力を得ながら、病児・病後児保育施設設置の働きかけを行うとともに、ファミリー・サポート・センターの緊急サポート事業と連携し、緊急時や病児・病後児保育室の定員を超えた場合への対応を図ります。

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員として登録し、相互の信頼と了解のもとに育児の援助を行います。

■提供区域 市全域

■利用実態の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数（人）	635	678	687	740	799
援助会員数（人）	381	398	399	422	427
両方会員数（人）	134	141	140	130	126
活動件数（件）	3,157	4,314	3,251	3,177	2,996
預かり等（就学前）	1,460	2,460	1,829	1,377	1,306
預かり等（小学生）	1,697	1,854	1,405	1,780	1,647
病児	0	0	5	0	3
緊急対応等	0	0	12	20	40

①量の見込みと提供体制の確保の内容

（年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（目標事業量）	4,060	4,252	4,456	4,668	4,892
②提供体制の確保の内容	3,912	4,145	4,391	4,655	4,933
②－①	▲148	▲107	▲65	▲13	41

②提供体制の確保内容の考え方

援助会員の増加により提供体制を整えるとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図ります。また、依頼会員に対し、相互援助の依頼を行い、援助会員のための講座を受講するよう働きかけを行います。

(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者の就労等により、昼間、留守家庭の小学校児童が放課後や夏休みなどに学童保育所に通所し、適切な遊びや指導員による健康管理、安全確保、情緒の安定など、家庭の保護機能の補完的役割を果たす生活の場として保育を行います。

■提供区域 小学校区

■利用実績の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	33	35	37	39	40
利用児童数（人）	1,061	1,113	1,161	1,249	1,382

①市全体の量の見込みと提供体制の確保の内容

（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 体	①量の見込み(目標事業量)	1,575	1,678	1,792	1,915	2,044
	②提供体制の確保の内容	2,252	2,372	2,444	2,514	2,530
	②-①	677	694	652	599	486

②提供体制の確保内容の考え方

利用児童の安全・安心な環境設定が必要なことから、現有施設に余裕がない学童保育所に対しては、小学校の余裕教室や公有遊休施設などの活用も視野に入れるとともに、大型化が進む保育所に対しては、クラスの分割や施設の増設など、受入れ態勢を整えるために必要な整備について支援を進め、提供体制を確保します。

なお、各年度とも市全体では量の見込みを超えています。提供体制の確保が不足する小学校区や利用希望児童数が少なく学童保育所のない小学校区については、引き続き地域のニーズを把握する中で、必要な支援を行います。

また、放課後の過ごし方の多様化等に対応した放課後子ども総合プランに基づく取組についても、必要に応じて実施を検討します。

③小学校区ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容

（人）

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中部西	①量の見込み(目標事業量)	49	52	56	60	64
	②提供体制の確保の内容	71	71	71	71	71
	②-①	22	19	15	11	7
浜田	①量の見込み(目標事業量)	48	51	55	59	63
	②提供体制の確保の内容	51	51	51	51	51
	②-①	3	0	▲ 4	▲ 8	▲ 12
橋北	①量の見込み(目標事業量)	15	16	17	18	19
	②提供体制の確保の内容	「中部西」、「中央」で確保します。				
	②-①					

(人)

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
海蔵	①量の見込み(目標事業量)	104	111	119	127	136
	②提供体制の確保の内容	61	120	120	120	120
	②-①	▲ 43	9	1	▲ 7	▲ 16
塩浜	①量の見込み(目標事業量)	20	21	22	24	26
	②提供体制の確保の内容	60	60	60	60	60
	②-①	40	39	38	36	34
富田	①量の見込み(目標事業量)	65	69	74	79	84
	②提供体制の確保の内容	109	109	109	109	109
	②-①	44	40	35	30	25
富洲原	①量の見込み(目標事業量)	15	16	17	18	19
	②提供体制の確保の内容	28	28	28	28	28
	②-①	13	12	11	10	9
羽津	①量の見込み(目標事業量)	38	41	44	47	50
	②提供体制の確保の内容	36	36	72	72	72
	②-①	▲ 2	▲ 5	28	25	22
常磐	①量の見込み(目標事業量)	55	59	63	67	72
	②提供体制の確保の内容	117	117	117	117	117
	②-①	62	58	54	50	45
日永	①量の見込み(目標事業量)	51	55	59	63	67
	②提供体制の確保の内容	118	118	118	118	118
	②-①	67	63	59	55	51
四郷	①量の見込み(目標事業量)	38	41	44	47	50
	②提供体制の確保の内容	66	66	66	66	66
	②-①	28	25	22	19	16
内部	①量の見込み(目標事業量)	65	69	74	79	84
	②提供体制の確保の内容	84	84	84	84	84
	②-①	19	15	10	5	0
小山田	①量の見込み(目標事業量)	5	5	5	5	5
	②提供体制の確保の内容	「水沢」で確保します。				
	②-①					
河原田	①量の見込み(目標事業量)	16	17	18	19	20
	②提供体制の確保の内容	33	33	33	33	33
	②-①	17	16	15	14	13
川島	①量の見込み(目標事業量)	89	95	102	109	117
	②提供体制の確保の内容	75	75	75	120	120
	②-①	▲ 14	▲ 20	▲ 27	11	3

(人)

		実施時期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
神前	①量の見込み(目標事業量)	29	31	33	35	37
	②提供体制の確保の内容	24	24	24	24	40
	②-①	▲ 5	▲ 7	▲ 9	▲ 11	3
桜	①量の見込み(目標事業量)	48	51	55	59	63
	②提供体制の確保の内容	25	40	40	40	40
	②-①	▲ 23	▲ 11	▲ 15	▲ 19	▲ 23
泉	①量の見込み(目標事業量)	50	53	57	61	65
	②提供体制の確保の内容	56	56	56	56	56
	②-①	6	3	▲ 1	▲ 5	▲ 9
三重	①量の見込み(目標事業量)	60	64	68	73	78
	②提供体制の確保の内容	76	76	76	76	76
	②-①	16	12	8	3	▲ 2
大矢知興譲	①量の見込み(目標事業量)	84	90	96	103	110
	②提供体制の確保の内容	75	75	75	100	100
	②-①	▲ 9	▲ 15	▲ 21	▲ 3	▲ 10
八郷	①量の見込み(目標事業量)	34	36	38	41	44
	②提供体制の確保の内容	57	57	57	57	57
	②-①	23	21	19	16	13
下野	①量の見込み(目標事業量)	21	22	24	26	28
	②提供体制の確保の内容	29	29	29	29	29
	②-①	8	7	5	3	1
保々	①量の見込み(目標事業量)	57	61	65	69	74
	②提供体制の確保の内容	24	40	40	40	40
	②-①	▲ 33	▲ 21	▲ 25	▲ 29	▲ 34
水沢	①量の見込み(目標事業量)	20	21	22	24	26
	②提供体制の確保の内容	218	218	218	218	218
	②-①	198	197	196	194	192
高花平	①量の見込み(目標事業量)	18	19	20	21	22
	②提供体制の確保の内容	35	35	35	35	35
	②-①	17	16	15	14	13
泊山	①量の見込み(目標事業量)	44	47	50	53	57
	②提供体制の確保の内容	30	60	60	60	60
	②-①	▲ 14	13	10	7	3
笹川東	①量の見込み(目標事業量)	17	18	19	20	21
	②提供体制の確保の内容	「笹川西」で確保します。				
	②-①					

(人)

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
常磐西	①量の見込み(目標事業量)	62	66	71	76	81
	②提供体制の確保の内容	55	80	80	80	80
	②-①	▲ 7	14	9	4	▲ 1
笹川西	①量の見込み(目標事業量)	26	28	30	32	34
	②提供体制の確保の内容	36	36	72	72	72
	②-①	10	8	42	40	38
三重西	①量の見込み(目標事業量)	63	67	72	77	82
	②提供体制の確保の内容	100	100	100	100	100
	②-①	37	33	28	23	18
大谷台	①量の見込み(目標事業量)	43	46	49	52	56
	②提供体制の確保の内容	69	69	69	69	69
	②-①	26	23	20	17	136
桜台	①量の見込み(目標事業量)	28	30	32	34	36
	②提供体制の確保の内容	63	63	63	63	63
	②-①	35	33	31	29	27
三重北	①量の見込み(目標事業量)	33	35	38	40	43
	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	②-①	7	5	2	0	▲ 3
八郷西	①量の見込み(目標事業量)	15	16	17	18	19
	②提供体制の確保の内容	60	60	60	60	60
	②-①	45	44	43	42	41
羽津北	①量の見込み(目標事業量)	38	41	44	47	50
	②提供体制の確保の内容	39	39	39	39	80
	②-①	1	▲ 2	▲ 5	▲ 8	30
内部東	①量の見込み(目標事業量)	46	49	52	56	60
	②提供体制の確保の内容	63	63	63	63	63
	②-①	17	14	11	7	3
中央	①量の見込み(目標事業量)	33	35	37	40	43
	②提供体制の確保の内容	101	101	101	101	101
	②-①	68	66	64	61	58
楠	①量の見込み(目標事業量)	34	36	38	41	44
	②提供体制の確保の内容	43	43	43	43	43
	②-①	9	7	5	2	▲ 1

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行うものです。

■提供区域 市全域

■利用実績 新規事業のため実績なし（新制度における創設事業）

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(目標事業量)	1	1	1	1	1
②提供体制の確保の内容	0	1	1	1	1
②-①	▲1	0	0	0	0

②提供体制の確保内容の考え方

平成 28 年度の事業実施に向けて、利用者支援専門員をこども未来課総合案内窓口配置し、専門員を中心に保健・医療・福祉などの関係機関との連携を図りながら、情報の集約を行い、教育・保育施設や子育て支援サービスに関する的確な情報提供や支援につなげられるよう態勢の整備を行います。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健診が受診できるよう公費を負担して実施します。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊娠届出数（対象者数） （人）	2,932	2,858	3,019	2,933	2,793
受診者数（人） 1～5 回目	14,529	14,529	14,091	13,896	13,403
受診者数（人） 6～10 回目	13,367	14,697	13,407	14,226	13,574
受診者数（人） 11～14 回目	3,864	6,344	6,785	5,896	6,119

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(人、回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (目標事業量)	人数	2,732	2,702	2,672	2,643	2,614
	健診回数 (一人あたり)	14	14	14	14	14
②提供体制の 確保の内容	実施場所	妊婦健康診査を受診できる三重県内の医療機関及び助産所				
	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関及び助産所				
	検査項目	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容				
	実施時期	妊娠届出の日から出産の日まで（通年実施）				

②提供体制の確保内容の考え方

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、三重県医師会及び県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所と委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保します。

また、「里帰り出産」などのため、県外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭を保健師・助産師・看護師及び赤ちゃん訪問員が対象者の自宅に訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行います。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生届出数（対象者数）（人）	2,775	3,087	2,964	2,920	2,748
訪問実施者数（人）	2,224	2,746	2,816	2,740	2,622
専門職の訪問	446	576	541	656	635
訪問員の訪問	1,778	2,170	2,275	2,084	1,987

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（目標事業量）	2,704	2,682	2,661	2,640	2,619
②提供体制の確保の内容	実施体制	こんにちは赤ちゃん訪問員及び市職員（保健師・助産師・看護師）			
	実施機関	こども保健福祉課			

②提供体制の確保内容の考え方

こんにちは赤ちゃん訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭をすべて訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの傾聴を行います。また、育児支援が必要と思われる場合や、保護者からの希望がある場合には、市職員（保健師・助産師・看護師）が訪問し、必要な育児指導等を行うとともに、他機関との連絡調整などを行います。長期入院や長期里帰りの場合には、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師や支援員が訪問して、養育に関する指導、助言、育児援助等による支援を行い、適切な養育の実施を確保します。

■提供区域 市全域

■事業実績 平成26年度からの新規事業

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(世帯、回)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (目標事業量)	訪問家庭数	19	22	24	25	25
	延べ訪問数	270	310	340	350	350
②提供体制の確保の内容	実施体制	ケース検討の実施 (支援の必要性を判断) 支援計画に基づいての実施 ・保健師等の訪問による指導助言 ・支援員の訪問による育児・家事援助				
	実施機関	こども保健福祉課家庭児童相談室				

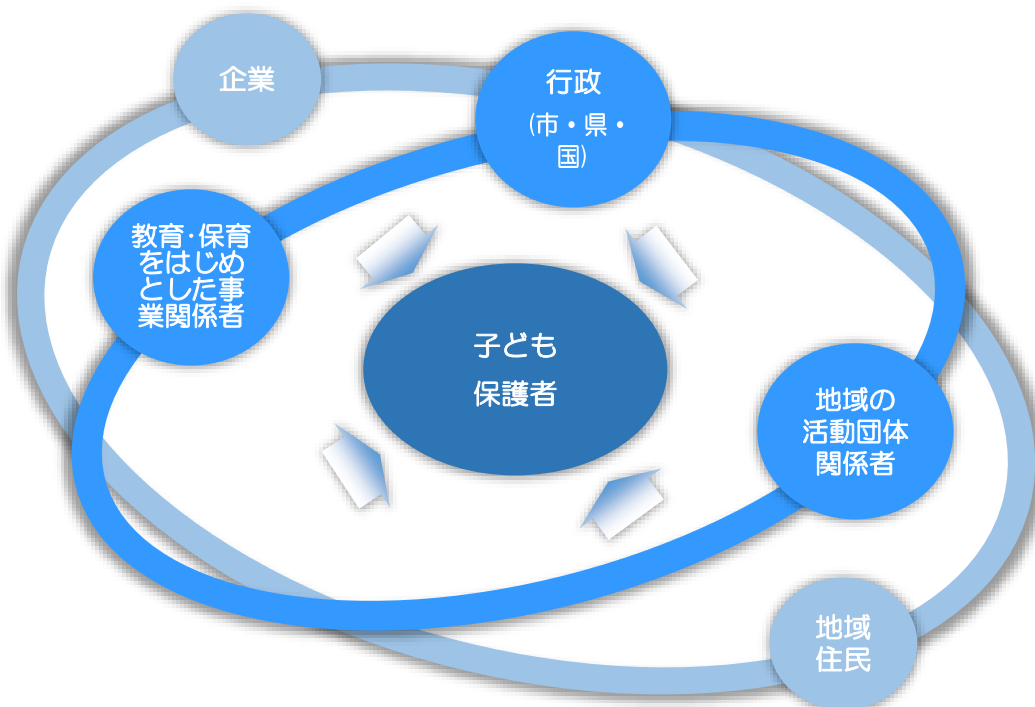
②提供体制の確保内容の考え方

養育支援が必要な家庭に対して適切な支援を実施するために、保健師や支援員の体制を整えるとともに、関係機関との連携を図り、提供体制を確保します。

第5章 計画の推進

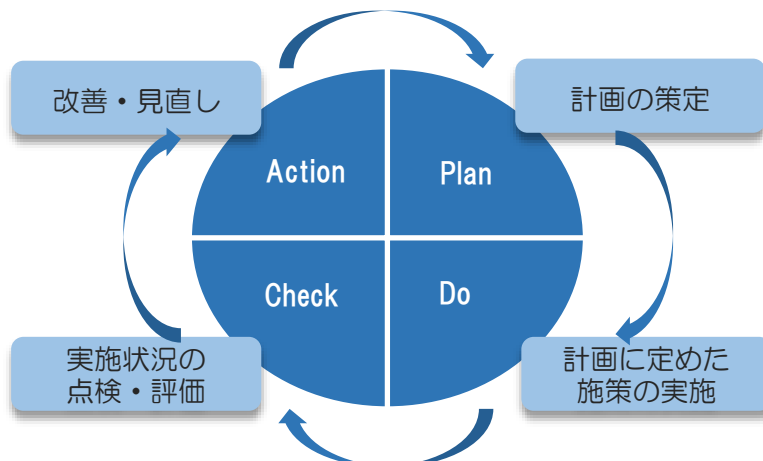
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。そのため、家庭や地域、教育・保育をはじめとした事業関係者、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子どもや子育て家庭への支援を進めていきます。



2 計画の点検及び評価

本計画の着実な推進を図り、実行性のあるものとするため、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育・保育事業関係者、学識経験者などから構成される「四日市市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、計画的な進行管理と施策の改善を図っていきます。



1 用語解説

あ行

○ 育児休業

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、労働者は、申し出により、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）。一定の条件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

か行

○ 高齢化率

総人口に占める、65歳以上人口の割合をいいます。

○ 合計特殊出生率

一人の女性が一生（15歳～49歳）の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出されます。

○ コーホート変化率法

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

○ 子ども・子育て支援新制度

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

さ行

○ CLM（チェックリストイン三重）

三重県立小児心療センター・あすなろ学園が作成した「発達チェックリスト」で、発達障害の早期支援をするための手法の1つとなっています。

○ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があり、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があります。このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

○ 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として、平成 15 年に制定され、平成 17 年から 10 年間の時限立法として施行、さらに平成 27 年度から 10 年間延長されました。同法は、次世代育成支援対策について、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等、迅速かつ重点的に推進するために必要な事項を定めています。

○ 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年 11 月 20 日に第 44 回国連総会において採択され、わが国については、1994（平成 6）年 5 月 22 日に効力が生じています。この条約は、児童（「18 歳未満のすべての者」と定義。）の人権の尊重、保護の促進をめざしたものです。

○ 児童発達支援

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うことをいいます。

○ 児童養護施設

保護者のない児童や家庭での生活環境その他の環境上養護を必要とする児童を入所させて養護し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設です。

○ 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学 1 年生が、集団行動が取れない、授業中にじっと座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月間継続する現象をいいます。

○ スタートカリキュラム

就学前教育から小学校への円滑な接続を大切にした系統的なカリキュラムをいいます。

た行

○ 待機児童

保育所入所申し込みがあり、かつ、入所要件に該当しているものであるが、現に保育所に入所できない（他に入所可能な保育所があるにも関わらず入所しない場合を除く。）状態の子どもをいいます。

○ 地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度で、市町村による認可事業として、「児童福祉法」に位置づけたうえで新たに給付の対象とするもので、小規模保育（認可定員 6～19 人）、家庭的保育（認可定員 5 人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がその対象になります。

○ DV（ドメスティックバイオレンス）

DV〔Domestic Violence〕とは、配偶者からの暴力（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、これらの暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする」と定義。）や交際相手からの暴力をいいます。

○ 特別支援保育

障害のある子ども等の就学に向けた取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活の困難を改善又は克服することを目的とした保育をいいます。

○ 特別保育

乳児保育、延長保育、特定保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育を総称して特別保育と表しています。

な行

○ 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。「児童福祉法」では、「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定めています。

○ 認可外保育施設

「児童福祉法」に基づく認可を受けていない保育施設のことで、その設置には「児童福祉法」に基づき都道府県知事への届出が必要となります。

○ 認定こども園

保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設として、都道府県知事から認定を受けた施設をいいます。認定こども園には、地域の実情に応じて、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。

○ ネグレクト

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童虐待」の行為のうち、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠る行為として定義しています。

は行

○ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。広汎性発達障害とは、(1)社会性の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)想像力の障害とそれに基づく行動の障害、という三つの特徴を持つ障害です。三つの障害が明らかな時は自閉性障害、言葉の遅れがない場合はアスペルガー症候群、特徴が一部もしくは軽度な場合は特定不能の広汎性発達障害とされています。

○ 晩婚化・晩産化

晩婚化とは、平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向をいい、また、晩産化とは、第一子の平均出産時年齢が高くなる傾向をいいます。

○ 保育所等訪問支援

障害のある子どもが集団生活を営む保育園や幼稚園等の施設を訪問し、集団生活に適應するために行う専門的な支援をいいます。

○ 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進めることを目的とした計画をいいます。

○ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害のある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図るとともに、放課後等の居場所を提供するサービスをいいます。

ま行

○ 民生委員児童委員

「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、民生委員は「児童福祉法」に定める児童委員を兼ねています。また、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員児童委員を主任児童委員といいます。

や行

○ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

○ 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議

「児童福祉法」に規定する要保護児童並びに配偶者からの暴力を受けた者及びその養育する子の早期発見、適切な保護、適切な支援等を図ることを目的として設置したネットワーク会議をいいます。

ら行

○ レスパイト

一時的中断、休息、息抜きという意味で、日々の育児や介護などによる心身の疲れをリフレッシュするため、一時的にケアを代わるなどすることをレスパイトケアといいます。

○ 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合をいいます。

わ行

○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることをいいます。

2 計画策定の経過

年月日	内容
平成 25 年 8 月 27 日	第 1 回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援新制度の概要及び施行までの流れ ○本市の子ども・子育て支援施策の現状
平成 25 年 10 月 30 日	第 2 回子ども・子育て会議 ○ニーズ調査の内容
平成 25 年 11 月 29 日 ～12 月 25 日	子ども・子育てに関するアンケート調査 【実施状況】＊就学前児童調査（3,000 人対象、回収率 64.0%） ＊小学校児童調査（1,300 人対象、回収率 61.5%）
平成 26 年 2 月 4 日	第 3 回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画の策定 ○「教育・保育提供区域」の考え方 ○子ども・子育てに関するアンケート調査の集計結果（速報値）
平成 26 年 3 月 28 日	第 4 回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画素案の作成に向けて ○国における子ども・子育て支援新制度の基準等検討経過
平成 26 年 6 月 5 日	第 5 回子ども・子育て会議 ○教育・保育提供区域の設定 ○教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 ○保育の必要性の認定基準 ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ○次世代育成支援後期行動計画の成果と課題 ○子ども・子育て支援事業計画素案の作成に向けて
平成 26 年 7 月 31 日	第 6 回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画（第 1 章・2 章） ○子ども・子育て支援事業計画（第 3 章）～施策の体系～ ○新制度における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
平成 26 年 10 月 17 日	第 7 回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業計画（第 3 章）～子ども・子育て支援の取組・事業～ ○子ども・子育て支援事業計画（第 4 章）～量の見込みと確保の方策～ ○新制度における地域型保育事業の設備及び運営に関する基準
平成 26 年 12 月 24 日 ～平成 27 年 1 月 23 日	パブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 5 日	第 8 回子ども・子育て会議 ○計画（素案）に対する意見募集の結果 ○地域型保育事業の利用定員、及び教育・保育における量の見込みと提供体制の確保内容

3 四日市市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	選出団体等	備考
伊藤 友美	四日市市PTA連絡協議会 副会長	
上野 尚子	四日市市学童保育連絡協議会 会長	
江崎 貴子	公募委員	
須永 進	三重大学教育学部 教授	会長
橋本 宗子	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会主任児童委員部会 部会長	
橋本 真知子	四日市私立保育連盟 研修部長	
藤澤 和美	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会 会長	
藤田 嘉彦	四日市市立保育園連合保護者会 会長	
前田 光久	旭電気株式会社 代表取締役	
松永 高弘	四日市私立幼稚園協会 会長	
宮崎 秀樹	公募委員	
油田 千鳥	NPO法人 四日市まんなかこどもステーション 理事長	
横山 和歌子	四日市市子ども会育成者連絡協議会	

(敬称略、五十音順)

四日市市子ども・子育て支援事業計画

発行：四日市市

発行年月：平成27年3月

編集：四日市市こども未来部こども未来課

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

電話 059-354-8038

FAX 059-354-8061

ホームページ (<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu77812.html>) でも、計画及び事業・サービスの情報を掲載しております。ぜひご覧ください。